

論
説

鎌倉幕府の裁判における

和与関係文書に関する若干の検討 (二)

——和与をめぐる裁判手続の理解のために——

西 村 安 博

はじめに

一、和与関係文書に関する基本的理解

二、和与状に関する若干の検討

(一) 現存する和与状について

(二) 和与状の形式

- (三) 和与状の内容
 - (四) 連署形式の和与状
 - (五) 和与の認可申請手続補論(以上、第三四巻第四号)
- 三、和与認可裁許状に関する若干の検討
- (一) 作成手続
 - (二) 和与状の取扱
 - (三) 下付手続(以上、本号)
- 四、和与の関わる裁許状について
おわりに

〈承 前〉

三、和与認可裁許状に関する若干の検討

(一) 作成手続

和与を認可する趣旨の「和与認可裁許状」が裁判所によって作成される際の裁判手続については、いかなる状況

を想定することができるであろうか。これまでの研究史の大方を眺めてみたとき、この点についてとくに意識的に論じているものは殆ど見られないのが現状である。和与認可裁許状について先駆的な理解を示された平山氏にあって、やはりこの点については言及されていないようであり、氏の関心はむしろ、裁判所による「和与の審査」という点に向けられていることがわかるのである。氏によって示された理解に拠れば、和与認可裁許状が作成されるころの裁判手続段階が、すなわち、裁判所による和与の審査手続段階として理解されることにより、主に「審査」の実態が追究された結果となっていることは明らかである。他方で、平山氏による研究成果以降を眺めてみると、和与認可裁許状の作成手続過程じたいを意識的に解明しようと試みた研究成果は、管見のかぎりではあるが、得られていないのが現状のように思われる。かような次第から、本稿においてはまず、和与認可裁許状の作成手続過程について、少しく明らかにしてみたいと思う。

検討を試みる前に、平山『前掲書』第三章「和与の手続及び効果」の「第二節 和与の手続」に収まる「第五項 和与状の審査」(一〇八―一一五頁)を見るならば、次のように論じられていることを確認しておきたい。

訴訟当事者から、和与について、認可の下知状を下付されるよう申請をうけた裁判所は、下知状を下付して然る可きや否やの審査を行わねばならなかった。その審査は、手続と形式と内容の三方面から行われたと思われる。先ず手続についていえば、申請が両方の当事者から行われたか否かを確認することである。(中略、「詫唐文書」元亨三年三月廿五日付鎮西裁許状案「鎮裁―一 二八」に関する検討が行われる、西村尭 につき、和与状の内容に関して行われる審査である。相論が和与によって終了するばあいは、狭義の裁許と異なり、法規に随って行われず、また、和与の成立に裁判所が干渉するものでもなかったから、和与の結

果が、法の指向するところと一致せず、随ってまた、幕府の政策の指向するところとも一致しないばあいが生じたのである。そこで、裁判所としては、個々の相論において和与が成立し、認可の下知状申請が行われたばあい、その和与の契約を認めることが、法規との関係において、また幕府の政策の立場から適当であるか否かという疑問は当然生じたと思われる。しかしながらこの点についても、領家地頭の相論においては、和与の結果が法の原則から逸脱する事あるもそれを認める旨の幕府法が発せられた結果⁽³⁶⁾、疑問の生ずる余地は少なかったと思われるが、その他の相論においては、事情は大いに異なつたであろう。

そこで、和与状の内容に関して審査が行われたのである。(中略、「根津嘉一郎氏所蔵文書」正和三年七月廿三日付鎮西裁許状「閩裁一二六七」および「入来院家文書」延慶二年十一月廿六日付鎮西裁許状「鎮裁一二八」に関する検討が行われている、西村註) 第三は、和与認可の下知の申請を受けた裁判所が、和与を許容しないばあいである。(中略、「入来院家文書」年月日不詳、渋谷為重重陳状「朝河貫一」「入来院家文書」日本學術振興会、一九五五年、所収、一三三号文書、本書は、紀伊國屋書店により、二〇〇〇年に復刻)、「熊谷家文書」弘安十年九月十五日付閩東御教書「鎌遺二二一一一六三四二」、「相良家文書」正安四年六月 日付肥後多良木村地頭代申状案「鎌遺二二八一一二一二三」、および「彌寝文書」元亨三年十一月廿九日付鎮西裁許状「鎮裁一四七」に関する検討が行われている、西村註) いかなるばあいに、裁判所がかかる措置をとつたか、については、史料が乏しいために、はっきりとしたことはいわれないが、次の三つのばあいが挙げられると思う。(一) 特定な条件の和与について、それを許容した先例がない場合、鎌倉幕府には、和与認可の裁許例が文書や記録のかたちで集積されており、必要のある毎にそれが調査されたであろうことが推察される。(二)和与を認めることが、裁判所の權威を傷つける結果をもたらす場合、これに含まれるばあいは、濫訴、或は非拠の訴と称せられるばあいで、御成敗式目においてこの種の規定を探すと、第7条後半、28条、36条等が挙げられ、また、その相論が下知、違背の咎に関する

ばあいも、これに含まれると思う。

以上に引用した平山氏の理解においては、裁判所によって行われる和与認可裁許状の作成手続過程が関心の視野に必ずしも入れられていないことが確認されるなかで、和与の認可手続のいわば核心部分として裁判所による和与の「審査」の問題に注目されていることを知るようになる。すなわち、裁判所に対して、訴訟両当事者から和与状が提出されて以降、裁判所によって和与認可裁許状が作成・下付されるにいたるまでの一連の裁判手続過程については、佐藤『前掲書』の明らかにした所務沙汰を中心とする裁判手続が前提的理解とされるに止まり、裁判所によって行われるところの、和与認可裁許状の作成に関わる裁判手続が、裁判所による和与の「審査」の実態如何の問題として論じられるにいたっているのである。¹⁾

平山氏の示されたところの、裁判所による和与の「審査」如何という問題設定の仕方自体については、日本法史における和解の意義を問うていく上で、非常に重要な問題を提起するものといえるが、それは例えば、次のような関心を惹起させることになるからである。すなわち、訴訟両当事者間に成立した和与の内容について、幕府裁判所がどの程度介入し得ていたのかということ、あるいは、そもそも中世前期以降に見られるこのような和解(和与)は、高権力が紛争両当事者間で成立した和解契約を事後的に承認するに過ぎない性格のものとして理解し得るのか、さらにいえば、近世に見られる内済は半ば高権力による強制の伴う可能性のあるものであったにせよ、中世に見られる和与と同様の性格を有するものとして理解した上で、和与および内済を紛争処理手続過程に見られるところの、等しく和解を意味する語として一括してしまうことができるのかどうかなど、前近代日本法史における重要な問題

を提起し得るものであろう。⁽²⁾

以上のようなことから、本稿では、平山氏などの先行研究の中では必ずしも論じられるにいたらなかった点であるところの、和与認可裁許状の作成に関する一連の裁判手続過程を和与認可手続として理解することにより、この手続の一端について少しく考えてみたいと思う。

和与認可裁許状の作成手続について考える場合には、裁判所に対して訴訟両当事者が和与状を提出した(和与認可申請)のちに開始される裁判手続の進行状況を示す様々な関連史料に依拠することが、何よりも必要とされることについてはあらためていうまでもないことである。しかしながら、幕府内部で作成・保管されたところの、このような要請に応える裁判関係史料を見出すことには少なからず限界が存在することもまた明らかであり、したがって、的確な史料を用いることによって、裁判手続の詳細を詰めて考えていく作業は必ずしも容易なことではないように思われるのである。

したがって、和与認可手続について理解しようとするとき、われわれに与えられた作業は、さしあたり、所務沙汰における裁判手続の一貫として作成・下付されるところの、裁許状の作成手続過程との比較対照を試みることになるが、その中では、和与認可裁許状の作成手続が所務沙汰における裁許状の作成手続過程の上にとどのような位置付けを与えられ得るのかについて考えていくことになるであろう。しかしながら、われわれが容易に想定し得るところの所務沙汰における裁判手続は、鎌倉後期に見られたところのそれであるということには注意を要するであろう。すなわち、ひとくちに所務沙汰とはいっても、『沙汰未練書』から導かれたところの裁判手続に関する一般的理解は、鎌倉後期という一つの制約された状況の中において得られたものだからである。

このことを踏まえるならば、鎌倉後期における幕府の裁判実務の実態については、鎌倉後期の史料「高野山文書宝簡集八」弘安十年丁亥六月廿一日付備後国大田荘文書目録における、正応五年正月十五日付の雑掌淵信による裏書(瀬野精一郎編『備後国大田荘史料』一、所収の一四九号文書)、「鎌遺二十三―一七七九八」、あるいは「紀伊統風土記附録四古文書部四葉勝寺」正安三年正月十一日付紀伊葉勝寺沙汰次第注文(「鎌遺二十七―二〇七〇一」)などに依拠されることにより、『沙汰未練書』に記載されている内容が現実的に運用されていたことが明らかにされているという現状については、あらためて指摘するまでもないことであろう。

そして、裁判手続の実態に関するこのような基本的理解は、一方で、所務沙汰が典型として理解される場所の幕府裁判手続の全体が、鎌倉後期において高度なまでに発達を遂げたことを強調する、佐藤進一博士の理解に支えられていることにもあらためて気付く必要がある。すなわち、佐藤博士によって導かれたところの幕府訴訟制度に関する伝統的理解においては、「引付」^⑤をめぐる訴訟制度改革に関する法史的評価が重要な鍵を握っていることは周知の通りであるが、その内容について、ここであらためて確認しておくことにしたいと思う。

建長元年十二月九日引付が新設された。その間の事情に関しては、関東評定伝に「諸人訴訟不事行之故也」と記されているが、確かにこの裁判の迅速化こそ、引付新設の最大の理由であったであろう。建長元年に先立つこと七年、寛元元年二月廿六日幕府が「訴訟沙汰日結番」の制を発表して、十三名の評定衆を三番に分ち、各番毎月五日宛出仕せしむることとしたのも、諸人の訴訟成敗に懈緩なきを期する趣旨であり(吾妻鏡其条)、それは恐らく従来の評定沙汰における評定衆全員出仕の制が多く遵奉されず、欠席者の多かつた事情に鑑みてのことと考えられ、訴訟制度改革の一の試みとして理解せられる。また直接訴

論人の口頭弁論に立ち会って、これを記録すべき奉行人のややもすれば欠席して職を懈るを戒飭(同上寛元三・五・三条、奉行人失勘の罪を問責し(同上仁治一・五・十条)ているのも、裁判の迅速、正確を宗とする根本方策より出でたものに外ならぬ。私は引付設置の根本原因がここにあることを認めると同時に、また当時の幕府内部の政治的情勢の大なる関係あることを指摘したい。(佐藤「鎌倉幕府訴訟制度の研究」三二頁に拠る)

われわれはここに、寛元二年の評定衆に関する改革および建長元年の引付新設などに示される一連の裁判制度改革の事実を知ることになるわけであるが、このことのみならず、新設された引付制によつて次のような裁判手続が新たに整えられるにいたつたことを教えられるのである。

訴状は先ず問注所内所務賦(旨)に提出される。所務賦には賦奉行があつて、訴状に銘を加え、一定の順序に従つてこれを五方引付の一に配賦する。これを受け取つた引付では改めて当該引付の担当奉行を選定し、これより漸く訴訟審理が開始される。即ち先ず所謂三問三答なる訴状・陳状の交換があり(書面審理)、次いで訴人論人(訴訟当事者)を引付の座に召し出して、対決を行う(口頭弁論)。しかる後、頭人・引付衆・奉行人の評議あり、その結果、引付勘録事書(判決草案)が作製されて、評定沙汰(執権連署評定衆の会議)に上程される。評定沙汰の確定をまつて初めて正式の判決文が作製され、引付頭人の手から勝訴人に下付される。以上が引付訴訟手続の梗概である。^(註三)然らば即ち引付は本訴訟手続の大部分に關与するといふべきであつて、全手続上に占める引付の地位の重大性は否定すべくもない。而して我々が裁判の正確を問題にする場合、如上の広範囲に互る引付手続中、決定的重要事項として特に取り上ぐべきは、引付が口頭弁論を指揮して当事者に対して直接審理を行うとい

う一点である。(佐藤「前掲書」四四～四五頁に拠る)

そして、佐藤博士に拠れば、「間接審理を行うにすぎない」引付に対して、審理の正確性を担保するためにも、「引付をしてその審理の結果たる判決草案に対しては徹底的責任を負わしめる事」が不可欠であり、「そのためには引付に訴訟手続上充分の権限を与え、且つこれに相応する責任を課す必要があったので、裁判制度改革が再び行われることによって「この要望のほぼ充たされたのが」弘安七年における、いわゆる「引付責任制」の成立においてのことだったことが理解されることになる。さらに、この「引付責任制」によってもたらされることになる制度変革の特徴の一端については、

従来当該事案繫属引付の頭人及び担当奉行の二人が、継目裏に加判する制規であったものが、弘安十年の中頃を境として、^(註六)頭人のみの加判に改められたのである。而して私はこの改正の中心的意義は引付における頭人の地位を特に重視し、判決に対する頭人の責任を明確ならしめんとする点に在りと考えるのである。(佐藤「前掲書」四八～四九頁に拠る)

という理解が示されているのである。

われわれは、鎌倉後期における幕府裁判手続を想定する場合に、おおよそ以上の内容を含意するところの、佐藤博士によって示された理解を前提にすることにより、裁判手続の上ではとりわけ「引付」が重要な役割を担っている点を重視するにいたっているわけである。このように、鎌倉後期に見られる裁判手続に関する理解を得ることはある程度可能ではあっても、他方で注意を求められるのは、鎌倉前期～中期に見られる裁判手続の実態を理解しよ

うとするときには、史料的な制約を理由とするところの、一定の限界が存在することをあらためて自覚すべきことにあるように思われるのである。

裁許状が作成される際に見られるところの、裁判手続過程に関する前提的理解については、おおよそ以上のような内容が確認されたものと思われるが、一方で、和与認可裁許状が作成される際に見られる裁判手続過程の実態を把握しようとするならば、そこにはなにかの特徴を見出すことができるのであろうか。この点については、次の史料がある一定の示唆を与えてくれるように思われるのである。

【史料16】⁽⁶⁾

南禪寺領加賀國得橋郷地頭代興範申、當國白山中宮佐羅別宮雜掌貞清寄事於牛嶋村下知狀、押領各別當郷佐羅村由事、

右、當郷地頭職者、六波羅代々析所之處、爲當寺領宗像社替、自關東被避進畢、而佐羅別宮雜掌貞清對于牛嶋村地頭代乘賢、

彼別宮御供田事、致同心表裏之沙汰、稱令和与、貞清掠給御下知、其後嘉元四年七月廿三日申給重而下知之刻、御使出雲五郎

左衛門尉景秀・肥後左衛門三郎秀時同八月令人部當郷、令打渡件佐羅村三十餘町於貞清畢、當村者、爲惣郷内、地頭代々内檢

帳分明也、當別宮御供田者、當郷内五町餘在之、全不入交于佐羅村之上者、何就佐羅名字、可令押領一村哉、貞清當時構城郷、

令桶篋當村、所致狼籍也、^(籍)先被返付當村於惣郷後、於貞清奸訴之段者、追可有札明之旨、興範依訴申、召出先度事書之處、如

去嘉元二年十一月十二日評定事書者、一加賀國得橋郷内佐羅別宮御供田雜掌貞清申、同國得橋本郷^{牛嶋}地頭^{丹波}代乘賢押領當

御供田、致苺田追捕由事、就御使安房藏人大夫氏時・富樫四郎泰景執進乘賢和与狀、可被成御下知云々、一就之、於貞清者、可

被召出之旨、觸申本所座主宮畢、至先使者等者、^(城カ)仰成六郎尙親・小松上総房円勝、遣召符之刻、景秀・秀時代官行信・行忍參

洛之間、召出彼等於引付之座、尋問之處、如嘉元四年七月廿三日重御下知者、加賀國得橋郷内佐羅別宮御供田雜掌貞清申、本郷地頭代押領當御供田、抑留年貢等由事、莅彼所、於下地者、打渡之、至年貢者、不日可致沙汰之旨、可相觸論人云々、任御下知之旨、可出逢之由、相觸得橋本郷地頭代之處、終以無其儀之間、召出訴人所帶之本御下知狀、守彼堺、令打渡于貞清之間、拾町捌段餘令請取之由、出狀畢、而兩使者得貞清之語、令打渡佐羅村三十餘町之由、興範訴申之条存外也、(後略)

【史料16】の傍線部は、いわゆる「評定事書」(「事書」と呼ばれるものの内容が示されている部分である。当該裁許状の中に引用されている「評定事書」は、訴人(地頭代)の要求を承けて、裁判所(六波羅)がこのたびの裁許を下すにあたってあらかじめ確認を行った際に明らかになったものであり、その内容は、先回の裁許が下される際に作成されたところの、和与認可裁許状の内容を示すものとして理解することが可能であろう。

ここに引用されている「評定事書」が基にされることよって作成されたところの、先に発給された裁許状とは、嘉元二年九月廿五日付の和与状が作成されることになった和与事案を認可する趣旨のものであり、すなわち、和与認可裁許状に他ならない。この和与は、訴人を加賀國得橋郷内佐羅別宮御供田雜掌貞清とし、論人を得橋本郷(牛島村)地頭代乘賢とする訴訟において成立したものである。次に、当該和与認可裁許状を見よう。

【史料17】

加賀國得橋郷内佐羅別宮御供田雜掌貞清申同國得橋本郷(丹波貞清)地頭代乘賢押領當御供田、致布田追捕由事

右就訴狀、爲有其沙汰付、使者安房藏人大夫氏時・富樫四郎泰景下召文之處、如氏時等執進乘賢去九月廿五日乘賢和与狀者、

「御供田事任泰隆之例、雖致其沙汰、自河^{上者}、下者乃身河、北者爲御供田、自今以後不可相縊、自縊、年貢追貢追捕事、以半分可辨云々」、如貞清同日狀者、「於御供田者、被打渡之畢、至得分追捕者、以半分可辨之由、被申之上者、自今以後不可致訴訟云々」者、和与之上者不及異儀、任彼狀可致其沙汰、仍下知狀如件、

嘉元二年十一月十二日

越後守平朝臣(花押)

遠江守平朝臣(花押)

【史料17】に拠れば、訴訟両当事者が裁判所に対して和与の認可申請を行うにあたって提出したところの、論人と和与状および訴人と和与状の内容がある程度、詳細なかたちで引用されていることを見て取ることができよう。

近時の理解に拠れば、「評定事書」は裁許状の原簿であること、「評定事書」をもとに作成された「御下知案文」(「下知符案」)は裁許状の原本であり、実際に下付されるところの裁許状そのものは、「下知符案」に対応する施行状であること、あるいはまた、幕府文庫に保管されるにいたった「評定事書」や引付担当奉行人の許に保管されるにいたった「下知符案」は、訴訟当事者に下付された裁許状の記載内容をそのまま復元し、そして必要に応じて再発行することを可能とするものであり、この意味で有効に利用され得る可能性をもった裁判関係文書の一つであること、などが指摘されている。⁽⁸⁾ 例えば、この理解においては、「評定事書」と「下知符案」とは、要するに、特段の事情が存在しない限り、そもそも同一の内容を有する性格の文書であるとの理解が重要な前提とされているように思われる。⁽⁹⁾ だとするならば、われわれは前掲二点の史料について、いかなる理解を得ることになるのであろうか。

右の理解に拠れば、現実に発給されるにいたった裁許状の内容は、「下知符案」あるいは「評定事書」を見れば再度確認することが可能となるわけであるから、このことを前提にすれば、【史料16】において引用されているところの、「嘉元二年十一月十二日評定事書」の内容と、現実に発給されたところの当該和与認可裁許状(史料17)の内容は、さしあたり、同一の内容であることが確認されなければならないことになるであろう。もちろん、【史料16】に引用されている評定事書の内容については、幕府裁判所(文庫)に保管されているものの内容が忠実に引用された結果のものとして即断することには慎重にならざるを得ない。しかしながら、ここでは、とりあえず右の理解に従うことにより、当該評定事書の内容が裁許状の記載内容をほぼそのままの形で復元し得るものという理解を前提にした上で、あらためて裁許状の内容を眺めるならば、【史料16】と【史料17】との間では、記載内容において少なからず相違が生じていることに気付かざるを得ないのである。

すなわち、【史料16】において引用される「評定事書」では、訴訟両当事者によって提出された和与状両通の具体的内容については全く示されていないのに対して、「評定事書」が基にされたものと考えられるところの、【史料17】にいう和与認可裁許状においては、和与状両通の内容が詳細に引用されていることが明らかなのである。

このことから直ちに、先に述べたところの「評定事書」・「下知符案」と裁許状との関係をめぐる見解を否定し得ることにはならないけれども、ここではこの議論よりもむしろ、次のような点が検討されるべきことであるように思われる。すなわち、このケースにおける「評定事書」と「裁許状」との間には、記載内容に関して何故にこのような相違が生じたことになったのか、ということである。

ここで考えられることとしては、おおよそ次のようなことになるのではなからうか。すなわち、このように、当

該和与を認可するか否かという案件に関する評定事書が作成される場合には、例えば【史料16】に見えるところの、「裁判所として当該和与を認可することにより、和与認可裁許状を発給することにした」という文言、言い換えれば、裁判所として当該和与に対して行う裁許の方針のみが、評定事書の内容として記載されていたのではないかということが考えられるのである。他方で、「評定事書」の内容に基づいて作成されたものとして想定されるところの「御下知符案」においては、当該和与を認可するという「評定事書」の趣旨に基づいて、訴訟両当事者の提出して来ている和与状両通の内容がある程度、詳細に引用されていたのではないかと考えられるのである。つまり、「御下知符案」作成の段階に進んだときにはじめて、和与状両通の内容をその中に具体的な形で引用するという手続の踏まれていたことが考えられ得るわけなのである。かりにこのように考えることが許されるならば、実際に発給されることになった和与認可裁許状の内容が、「評定事書」の記載内容とは異なり、【史料17】のようなものになり得る事情については、幾分なりとも新たな理解が可能になるように思われるのである。

以上は、このようにごく限られた史料に依拠することによって得られたところの、筆者の推測にしか過ぎない。しかしながらこの推測を、鎌倉後期の和与認可裁許状の中に和与状の内容が詳細に引用される傾向にあるという事実とも考え合わせてみるならば、「評定事書」と「御下知符案」との間に、記載内容の相違が生じていた可能性を想定するのは、強ち不可能なことではないように思われるのである。^⑩

次に、和与認可裁許状は、具体的にはどのような手続的狀況のもとで作成されていたのかを見ておきたいと思う。第一に、和与認可裁許状の作成されるときには、当該「御下知符案」をもとにして、清書奉行が清書作業を担当していたことが次の史料によって確認されることになる。

【史料18】⁽¹⁾

(端裏書)
「桑原方地頭貞宗和与状 正安三年六月廿一日」

于時兩所 相摸守殿(北條)
武藏守殿(北條)

於關東御引付二番手被經御沙汰(正安三年六月廿一日兩方出和与状
同四年六月廿三日被和与御下知

頭人 越後守(赤徳)
(久時)

奉行 安富大藏丞長嗣

合奉行 秋本太郎左衛門尉

御下知清書 關本司

雜掌 頼覺亮信房

地頭 太田七郎左衛門尉貞宗

爲散後代不審記之、

第二に、和与認可裁許状の作成される手続段階においては、訴訟両当事者から提出されてきている和与状両通に對して、担当引付奉行人が裏書を行っていたものと考えられる。次の史料によつて、このことが推測されることになる。

【史料19】⁽²⁾

〔雜書〕
二領家者吉田中納言隆長

奉行太郎左衛門尉邦長 執筆 肥前左衛門尉俊繼

院宣奉行吉田春宮亮俊顯

六波羅奉行八門〔可九〕玄番左衛門入道也、

和与狀使、此奉行注進了、

「六波羅御注進之和与狀本案也、

關東奉行齋藤右近大夫基有〔散位藤原朝臣〕 同奉行嶋田民部二郎行源

一番御手 頭人 武藏守守時〔對九〕 兩方和与狀仁對判了、

和与

備前國鹿忍庄〔邑久郡〕下司藤井孫次郎惟景今者死去子息惟政与同國豐原庄雜掌相論大山・千手・藤井・鶴浦等事〔邑久郡〕

右、當論所者、去正應・永仁番三問三答之訴陳、及關東御注進、被經御沙汰、永仁年中雜掌預御下知畢、惟景又依申立覆勘、

正安三・四年可被進雜掌於關東之由、就被進御教書於六波羅殿、以度、御文、被觸申領家、被立御使之間、去年元亨十二月十

日、參向關東可明申之旨、雜掌就捧請文、及注進之御沙汰畢、雖然、以和与之儀、四箇所內藤井村、四至東限柳口熊田濱、但除千手寺、南限澗谷長尾大道、西限庄、北限阿知野山、南限繪中、於彼貳箇所者、一圓不輸、避給惟政畢、於殘大山・千手貳箇所者、可爲本所進止、將又於海

上以下得分等者、各致半分之沙汰、成水魚之思、不可有違越之儀、若背此旨、致違乱之所見、令出來者、可被申行罪科者也、

仍爲向後龜鏡、和与狀如件、

元亨四年四月十九日

藤原惟政(花押)

【史料19】(和与状案)の正文は、六波羅から関東に進進されたのち、これを認可する裁許状の作成されたことが推測されるとともに、当該和与状には、一番引付担当奉行人である奉行の齋藤基有および合奉行の嶋田民部二郎がそれぞれ、「散位藤原朝臣」および「源」という署名によって、当該和与状両通に対して裏封を施していることが理解されるのである。

第三に、和与状の裏書に記載される日付と和与認可裁許状に記載される日付との関連について少しく考えてみたいと思う。

【史料19】の正文の裏書には、担当奉行人兩名の加署判のほかに、日付が記載されたのか否かについては、正文そのものが伝わっていないので明らかにすることができない。鎌倉後期においては、担当引付奉行人によって和与状の裏封が施される場合に、その裏書として、署名に加えて日付もが記載されるようになることが指摘されるところにも、この日付は当該和与認可裁許状に記載される日付と同日のものであることが指摘されている。¹⁹そして、この理解とともに、次のような指摘、すなわち、裁許状に記載される日付は、当該裁許状の作成された日付を意味するのではなく、例えば、「永仁二年十月以降における関東裁許状では、その日付が裁許の行われた「引付評定」の日付を示す」ということを合わせて考えてみるならば、次のようなことがいえるであろう。

永仁二年十月以降の関東裁許状に関していえば、認可の対象となる和与状の裏書として記載される日付は、「引付評定」によって当該和与の認可の決定が下されたときの日付、すなわち、いわゆる「評定事書」の成立した日付

という理解が可能になるのではなからうか。このように考えることが許されるならば、和与状に対して裏書のなされるのは、どの時点においてのこととして理解され得るのであろうか。「引付評定」において認可の決定が下されたとき、あるいは、当該和与認可に関する「評定事書」を基にして「下知符案」の作成されるとき、さらには、「下知符案」を基に裁許状が清書されるとき、などを想定することができよう。一方で、裁許状そのものにも担当奉行人によって裏花押が据えられていることなどを考えるならば、和与状両通に対して裏書の施されたのは、発給されることになる裁許状が清書される段階においてのことではないかと推測されるのである。

このようにして、和与状両通および和与認可裁許状両通は、最終的には訴訟両当事者に対して下付されることになるわけだが、当該裁許状の作成されたときの下書とされた「御下知符案」は、おそらくは当該引付奉行人の許に保管されることになっていたのであろう。このことは、一つの史料からも推測が可能であるように思われる。¹⁵⁾

以上の検討内容を踏まえて、次には、裁判所が和与認可裁許状を作成するときには、和与状（あるいはその内容）を実際にはどのように取り扱っていたのか、という点について、具体的な事例に即して検討を試みたいと思う。

【註】

- (1) 植田信廣「鎌倉幕府の裁判における「不論理非」の論理をめぐって」(日本古文書学会編『日本古文書学論集』6・中世Ⅱ、吉川弘文館、一九八七年、初出は一九七八年)においては、平山氏によって示されたところの、和与の「審査」に関する理解について、次のような批判が行われている。

平山行三教授による次のような見解がある。幕府は本所領家対地頭御家人相互間の和与に対してはその内容を審査することは殆ど

なかったが、地頭御家人相互間の和与に対しては認可すべきか否かにつき、相当嚴重な内容的審査を行なったという見解がそれでであ

る。そして、教授がこのように主張される根拠は次の二点にあると考えられる。(一)本所領家対地頭御家人間の訴訟については「和与

の結果が法の原則から逸脱する事あるもそれを認める旨の幕府法が発せられ」ていたが、地頭御家人相互間の訴訟については「和与

法」運用に関する法規が発せられた形跡がない。」こと。(二)地頭御家人相互間の和与の内容が審査されたことを示す史料及び審査の結果

果和与が不認可とされたことを示す史料が多く存在すること。果たして教授のこのような見解は妥当なものであろうか。もし妥当で

ないとすればわれわれは和与の内容審査につきどのように理解すべきであらうか。結論からすれば筆者は次のように考える。即ち、

地頭御家人相互間の和与の内容が審査された事例は存在するが、それらは和与の内容がある特殊な場合に限られており、従って地頭

御家人相互間の和与に限って一般的に厳しい審査をうけていたわけではない。(一三〇〜一三二頁に拠る)

(2) 植田信廣「書評 平山行三「和与続考」中世後期より近世に至る和解制度」(日本歴史学会編「日本歴史」第三七四号、

一九七九年)〔法制史学会編「法制史研究」第三〇号、創文社、一九八一年〕あるいは、西村安博「前近代日本における伝統法

文化の一斑―「和典」と「内済」をめぐって―」〔法政理論〕第三三卷第二号、一九九九年〕などを参照。

(3) 鎌倉後期に行われた裁判手続に関する基本的理解を得ようとするならば、『沙汰未練書』において記されるところの、

次の史料群をあらためて参照することになろう。

(i)

【史料G₁】

一 問答事 先以二件訴陳具書等案文二、廻二其手頭人二、衆中能々可二訓釋二也、次於二奉行所二遂二内問答二、其後

於引付^一可^レ遂^二問答^一也、

【史料G₂】

一 引付沙汰事 頭人衆中皆參之時、於引付御座^一、當奉行入召^二合訴論人^一、遂^二問答^一、其後兩方被^レ立^二御座^一、衆中一同有「評議^一」、勘^二録是非^一、以^レ之爲^二引付沙汰落居^一、

【史料H】

一 事書取捨事 以^二引付落居之趣^一、奉行人書^二事書之符案^一、引付^二披露ス、是^レ取捨引付ト云、

すなわち、当該訴訟を担当する引付において、書面審理および口頭弁論手続が終了することにより、訴訟両当事者による主張の内容が最終的に確認されたならば、ここで「引付沙汰落居」となり、次には、担当奉行人が「引付勘録事書」の原案を作成し、そして、これが当該引付に披露されることになる。原案の内容が確定されたならば、「引付勘録事書」として評定会議に提出されることにより、その内容についてあらためて審理されることになる。

(ii)

【史料I】

一 評定沙汰事 關東^{ニハ}兩所、京都^{ニハ}兩六波羅殿、五方引付頭人衆中、皆參之時、於^二評定所^一有^二其沙汰^一、先以^二

孔子ニ定意見之次第^一、其後其手開闔一人、合奉行一人、又開奉行以^二文書^一參評定所^一、向^二御前^一各取引付勸録事書ヲ讀上、是ヲ讀進申ト云、非^二開闔^一者不レ讀レ之、讀申後、守^二孔子次第^一、面々有^二御意見^一、引付勸録有^二子細^一者、被^レ返^二本引付^一、重可^レ有^二其沙汰^一、勸録無^二子細^一ハ、無^二相違^一云々、

【史料J】

一 一同評議終後、事書之頭ニ、是非^レ被^二書付^一、是ヲ頭書ト云、執筆評定衆中以^二一人^一定レ之、是ヲ以テ爲^二評定沙汰落居^一、

「評定沙汰」において最終的に確定された「引付勸録事書」には「頭書」が記載されることとなり、これによって「評定事書」が成立することになる。なお、この「評定事書」は幕府の「文庫」に保管されることになる（高橋A論文）をはじめとして、「同B論文」および「同C論文」を参照。

(iii)

【史料K】

一 御下知被^レ成事 以^二評定落去事書^一、奉行・書^二御下知案文^一、引付披露ス、是ヲ御下知案文^一治定之後、或當奉行、或清書奉行書上時、探題探題者、關東者兩所、京兩御判ヲ被^レ成、其手頭人封^二御下知裏^一、召^二一方得理^一ノ訴論人於引付御座^一直^二下給也、以^レ是等切ノ御成敗ト云之、

次に、当該引付において担当奉行人は、この「評定事書」をもとに「御下知案内文」(下知符案)を作成することになる。「御下知案内文」については当該引付において再吟味されたのち、その内容が最終的に確定した時点で、裁許状として清書され、裁許状が訴訟一方当事者(原則として勝訴者)へ下付される。そして、裁許状清書のための下書となった「御下知案内文」は、当該引付の担当奉行人の許に保管されることになる(前掲三点の「高橋論文」を参照)。

(4) この点については、本文で例示した史料のほかに、例えば次の史料の傍線部によっても明らかにすることを付け加えておきたい。

【史料1】「島津伊作家文書」永仁六年九月廿五日付盛景書状「鎌遺二十六―一九八一三」

(信濃太田莊神代巻)
中尾村事、

八月廿八日御引付問答仕候、九月三日合御評定、無別子細、被下御下知候了、仍案内書進候、是にて

の御沙汰共者、御文書等存知之分者、相沙汰仕候て、御下知申給候了、國にての御沙汰、何躰候らんと、無心本相

(遠藤日蓮邸)

存候、伊作庄御沙汰者、御下知下事候間、ゆゑしき御大事候、能、御了簡候て、可有御番候、如先、ニ僻義など申

候はん人々、難治御事候、所務事、御下知顯然^ニ候に、御代官非法仕候之由、承候事、歎存候、能、可有御斟酌

候、以此旨、可有御披露候、恐、謹言、

(永仁六年)

九月廿五日

左衛門尉盛景(花押)

進上 姉崎八郎右衛門入道殿

因みに、当該史料に関しては、次のような理解が示されていることに注目しておきたい。

永仁六年(二二九八)九月二十五日、(信濃国太田荘神代郷内、西村註)中尾村に関する妙海との相論が終わったあと(当該裁判状は、「島津家文書」永仁六年九月三日付関東裁判許状「関裁一―二七」)である、西村註、左衛門尉は姉崎八郎右衛門入道に、首尾よく幕府の下知状が得られたことを伝えた。また、いっぽうで進行している薩摩国伊作荘にかかわる訴訟の進行状況とそのむずかしさも書状にしたためている、姉崎八郎右衛門は島津家の被官で、当主島津忠長に書状をとりつぐ役割をはたしていた。書状を書いた左衛門尉盛景は、現在おこなわれている訴訟の進行状況を熟知し、鎌倉にあつて島津家の訴訟を担当している沙汰代官であつたものと思われる。時代は少しさかのぼるが、正応年間(二二八八―九三)には、忠長の地頭代沙弥了意が、忠時の娘尼忍覚の代人入連、越後彦三郎の代人光高とそれぞれの神代郷の知行権をめぐる相論をすすめて、忠長の訴訟を勝利に導いている。沙弥了意は、また薩摩国伊作荘に関して領家側と和与にもちこみ、今田・宮内・伊与倉の三カ名の名主職を獲得している。このように、一人で複数の訴訟にあたる熟練者が被官のなかには存在していた。島津家では鎌倉・京都に地頭代・被官をおき、薩摩国の国元を中心に各地に存在する所領の代官たちとの連携によつて訴訟を有利にすすめていた。さて、(信濃国太田荘、西村註)中尾村の訴訟で直接訴訟にあつたのは、薄葉景光であつた。かれは、じつさいに太田荘神代郷の年貢の取納を請け負い、所領の経営をおこなつていた代官である。(豊野町誌刊行委員会編「豊野町の歴史」〔豊野町誌2、二〇〇〇年、九五頁以下〕に拠る。また、当該史料をはじめとする太田荘関係史料については、同編「豊野町の資料1」〔豊野町誌5、二〇〇一年〕をも参照。傍線は西村に拠る、以下同じ)。

このように、当該史料を作成したのは、島津家の沙汰代官本人であるようだが、彼が幕府法廷において同時に複数の訴訟を手がけていたという状況などからすれば、訴訟をいかに要領よく早期に処理し得るか、なおかつ有利な結論に持ち込むことができるか、などといういわば高度な訴訟技術については、沙汰代官に対して強く求められていたことは容易に想定され得ることになる。まさに和与についても、このような立場に置かれていた沙汰代官の發揮するところの、

訴訟技術のうちの重要な一つであったように思われる。なお、当該史料に拠れば、勝訴判決を内容とする裁許状の「案文」が姉崎八郎右衛門入道に対して伝達されたことが判明する。

(5)

(i) 「引付」の実態をはじめとして、幕府訴訟制度に関する精緻な研究として、岡 邦信「引付制成立前史小考」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年)、同「鎌倉幕府後期に於ける訴訟制度の一考察―引付廃止と「重事直聴断」をめぐる―」(法制史学会編『法制史研究』第三五号、創文社、一九八六年)などを得ている。

(ii) 高橋C論文に拠れば、鎌倉前期から中期にかけて、裁判実務の中心的役割が問注所から「引付」(方)に移行していくという際の、その前提をなす状況については、次のように述べられている。

問注所(西村註) 執事私宅に依存していた問注記や「評定事書」の管理は、鎌倉中期にはハード面も含めて整備が進んだ問注所に移行したのではないだろうか。一方、「評定事書」や裁許下知状の草案、それに問注記の作成で生じた記録や草案は、その案件ごとに担当の問注所奉行人に残されていたと考えられる。(中略) 以上のように、13世紀中葉の鎌倉幕府では、「評定事書」が集中保管されるもとで、それにかかわる草案類が担当奉行人のもとにバラバラに残されていた状況が観察できる。(「高橋C論文」の四―五頁に拠る)

(iii) さらに、鎌倉中期以降、すなわち、弘安七年におけるいわゆる訴訟制度改革以降の状況については、

鎌倉中期には「御下知草案」としかみられていなかった書面を、照合用資料に転用するようになったのが「下知符案」である。引付奉行人はこれをはじめ、前述した「引付記録」「訴陳連目」などの記録や文書を担当案件に応じて保存しており、訴訟手続は一段と合理的になった。(「同論文」五頁に拠る)

という。この上で、

このような状況に対応するのが、「評定事書」や「事切文書」(訴陳状正文と具書案)を文庫に収納するシステムの登場である。(「同論文」五頁に拠る)

として、強調される。

あるいはまた、「評定事書」の存在や機能は、「幕府の判決行為を当事者に対する裁許下知状の発給のみで完結」するという理解に止まっている限りにおいては正確な理解が得られないという。すなわち、

鎌倉幕府は、訴訟終結のもっとも合理的な理由となりうる当事者間の和与が成立した場合でも、係争事実と和与の承認を記録した「評定事書」を独自に保管していた。³しかも、和与を裁許する「評定事書」の作成後一方当事者の死去で要求がないため裁許下知状が発給されなかった事例もある。⁴むしろ「評定事書」の作成と裁許下知状の発給が直結しなかったケースは和与以外の判決でも確認できる。(中略)これらの事例は、「評定事書」をたんなる裁許下知状の作成準備資料としてみることの誤りを明示しており、鎌倉幕府自体は当事者の対決か和与かにかかわらず、評定沙汰に持ち込まれた訴訟の「評定事書」を作成し文庫で保管することに、裁許下知状の発給を超える独自の価値と意図をもっていたと考えられざるを得ない。裁許下知状に記される日付が作成日ではなく評定沙汰の日付、すなわち「評定事書」の内容に幕府内の合意が成立した日そのものである事実もこれを裏づける。(「同論文」七頁に拠る)という。

(iv) 右に引用したところの高橋氏の理解について、本稿の趣旨に関わる二点を採り上げておきたいと思う。

第一に、氏のいわれるように、和与の承認を記録した「評定事書」が文庫に保管されていたという趣旨は明らかになつたと思われる。しかしながら、かの「評定事書」の内容には、訴訟両当事者が裁判所(担当引付奉行)に対して提

出したところの和与状の内容が盛り込まれていたのかどうかについては、氏の見解の中では必ずしも明らかにされていないように思われるのである。この点については、あらためて後述することになるが、ここでは氏の挙げておられるところの、「市河文書」正安四年十二月一日付関東裁許状「関裁一四七」について、筆者の抱いた推測を記しておきたいと思う。

【史料M】

市河左衛門尉盛房申、信濃國中野西条・志久見郷湯山村屋敷・名田事、

右、彼屋敷・名田者、小田切實道与盛房宇時衛門三郎相論間、欲有其沙汰之刻、實道死去畢、女子性阿相傳之後、永仁三年正月廿日相分論所、兩方所出和与状也、如性阿狀者、「御堂四壁并屋敷避与盛房云々」、盛房「止訴訟云々」、仍就彼狀、可被裁許之由、同三月七日評議畢、而未被成下知狀之處、性阿又死去之間延引、而盛房依申子細、被尋性阿跡之處、如夫關屋三郎入道蓮道去四月十一日狀者、任本和与状、可有御沙汰云々者、此上不及異儀、且任先日御事書、且就和与状、可致其沙汰之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

正安四年十二月一日

(北條師時)
相模守平朝臣(花押)

(北條時村)
武藏守平朝臣(花押)

a 永仁三年正月廿日、訴訟両当事者間で和与中分の合意をみた結果、訴訟両当事者のそれぞれが和与状を作成し、これを裁判所に対して提出した。

b 和与状両通にいうところの、それぞれの趣旨については、当該裁許状の中に引用がなされている。

c そもそも、当該和与を認可すること自体については、永仁三年三月七日の評定会議で決議されていることであり、本来ならば直ちに、裁許状を両当事者に対して下付すべきところであったが、訴人(当時)の死去という事情も重なり、裁許状の下付が滞ったままになっていた。このたび、論人の方からあらためて和与の認可申請手続が行われたので、訴人跡に対する確認を済ませたのち、このように、当該和与がようやく認可されることになったのである。

d 当該裁許状が下付されるに至った経緯については、おおよそこのような趣旨で理解されることになろう。そして、たしかに、氏のいわれるように、裁判所内部において前裁許に関する「御事書」(評定事書)が保管されていたことは十分推測されるところであろう。然らば、高橋氏の指摘される場所の「先日御事書」の内容については、どのように理解すれば良いのであろうか。

そのおおよその内容は、「就性阿状並盛房状(西村註)、可被裁許」というものであったのではないかと筆者は推測している。したがって、当該裁許状に引用されているところの、和与状両通の趣旨そのものは、「先日御事書」の中には引用されていなかったのではないかと思われるのである。このような推測をもとにすれば、「先日御事書」に基づいて当該裁許状の原案(「下知符案」)が作成される段階においてはじめて、和与状両通の趣旨あるいは具体的内容そのものが引用されることになったことが考えられるのである。その上で、このように清書されて出来上がった当該裁許状が、まさに和与認可裁許状そのものであるという性格からしても、おおよそこのように考えることができるように思われる。

e したがって、後述するように、鎌倉幕府が和与を認可する際に作成する「評定事書」そのもののスタイルは、例え

ば「当該和与を認可する」というような簡潔な内容を記載するものであったのではないかと思われる一方、そのスタイルは、鎌倉前期～後期にかけてある意味で一貫したものでたつたのではないだろうか。だとすれば、前期および中期に見られる和与認可裁判状の内容と、後期のそれとを比べてみた場合に明らかになるところの、和与状の引用の程度の差が生じることについては、次のように考えられよう。前期および中期においては、「下知符案」が「評定事書」の内容をほぼ踏襲するかたちで作成される傾向にあったことが想定されるとともに、他方で後期においては、「下知符案」の中には、「評定事書」の内容に加え、和与状両通の具体的内容あるいは趣旨が詳細に記入されるようになるという、和与認可裁判状の作成方針に関する変化に拠るものであるように思われるのである。

f このように考えることが許されるならば、後期においては、和与状両通の内容は、「下知符案」の中に記されていることになるから、それが清書されたところの和与認可裁判状両通および和与状(正文)両通が訴訟両当事者に対して下付された以降においても、担当奉行人は当該和与の内容を和与状そのものに依拠する必要もなく、直ちに当該「下知符案」によって確認することができることになる。だとすれば、「下知符案」の中に、和与状の内容を必ずしも具体的に記載しない傾向にあったものと推測されるところの、前期および中期に見られる「下知符案」は、それをもとにして当該和与の具体的内容を確認するための有効な文書であるとは必ずしもいえないように思われる。このように、和与状の内容が裁判所側に必ずしも記録・保管されていない状況があったことを想定することが許されるならば、裁判所として和与の内容を確認するために、どのような工夫が施されることになっていたのであるか。このことに関して、「沙汰未練書」にいう次の箇所を参照しておきたい。

【史料N】

一 繼^ニ訴陳狀一事 究^ニ三問三答訴陳狀^一之後、返^ニ進訴陳狀之正文於奉行所^一、訴論人共寄^ニ合奉行所^一、繼^ニ訴陳狀^一可^レ封^レ裏也、上判下判事、正員與^ニ代官^一ハ、正員ハ上判スヘシ、代官與^ニ代官^一ハ、上下^ヲ打違テスヘシ、領家雜掌與^ニ地頭代官^一、子細同前、封^レ裏之後、正文^ヲハ可^レ進^ニ置奉行所^一、御下知之後ハ、事切文書ト云、文倉へ遺^レ之也、

最終的に、三問三答の手續を終えたならば、訴訟両当事者によつて訴陳狀正文が裁判所に対して渡されることになる(訴人は陳狀正文を、論人は訴狀正文をというように)。そして、これらの訴陳狀を継いでいくことにより、当該訴訟に関する一連の訴陳の経過が続けられることになるわけである。裁許が下された後には、この訴陳狀群は「事切文書」として「文倉」(例えば関東における)へ納められることになるという。

然らば、訴訟当事者が訴陳を番う過程において、和与が成立した場合には、訴陳狀あるいは和与狀に関する裁判所側の記録・保管の問題について、どのように考えれば良いのであろうか。

一つには、訴訟両当事者のそれぞれは、和与狀正文に、和与成立以前に交換していた訴(陳)狀正文などを副えて、裁判所に提出することにより、和与の認可申請手続を行う。

二つには、訴訟両当事者は、それぞれ和与狀正文のみを裁判所に対して提出する。

おおよそこのように、二通りの状況が考えられるように思われるが、筆者は、和与狀が提出されるのとはほぼ同時に、和与以前の訴陳に関わる文書もあわせて提出されたのではないかと推測している。この点については、和与認可申請手

続に関する史料の上からも容易に明らかにし得ないばかりか、まことに遺憾ながら、決め手となり得るような根拠を挙げることはできない。敢えて消極的な理由を挙げるとするならば、それはすなわち、必ずしも和与に結実することのない多くの訴訟において観察されるのと同様に、和与の成立したケースにおいてもまた、当事者自らの作成した訴陳状の正文そのものが残されていないという状況を知るからである。例えば、西村安博「鎌倉幕府の裁判における和与関係文書に関する若干の検討―和与をめぐる裁判手続の理解のために―」(一)〔法政理論〕第三四巻第四号、二〇〇二年三月、七四頁)などを参照。

さらに、次の点をもあわせて考えておく必要があるように思われる。鎌倉幕府の裁判においては、訴訟両当事者に対して和与認可裁許状両通が下付される際には、同時に、裁判所が受理していたところの和与状両通も下付されることになっていた(本稿(三)下付手続を参照)。このことからすれば、先に述べたところの、鎌倉前期～中期において想定される状況のもとでは、裁判所にとってみれば、訴訟両当事者から提出されてきた和与状正文両通を返却することを前提にして、それらの写をとっておく以外に、当該和与状の具体的内容を事後的に確認するための方法はなかったと考えられ、したがって、裁判所は、和与状の写(二通)を、訴陳状とあわせて保管していたのではないかと思われるのである。しかしながら、この事態を明らかにし得るような史料を見出すことは出来ていない。あくまで、筆者の抱いた推測にし過ぎない。

第二に、高橋氏に拠れば、「引付奉行人がみずからの「宿所」「奉行所」に担当案件の「引付記録」「下知符案」などを保存していたのは理解しやすい」との理解を示されるが、この理解は、「担当奉行人の「宿所」が訴陳状等の本来的な提出先と保管者として機能していたこと」や、「訴訟(西村註)両当事者に対する「中立」性ゆえに、担当奉行人は両

当事者による和与状の作成をみずからの「宿所」で行わせることもあった」ことを根拠にしているものである(「同論文」十一頁に拠る)。なるほど氏のいわれるように、和与状の作成手続が、担当奉行人の「宿所」で行われ得たことを想定することは可能であろうが、その根拠を、和与状両通に記載される日付が同日であるケースが一般的であるという状況に、直ちに求めてしまうという考え方には、俄に首肯しがたい。この点については、和与状の作成される場所を、担当奉行人の「宿所」に必ずしも特定することはできないであろうことと、和与状に記載される日付は、訴訟両当事者間で、和与状両通が最終的に整えられるときにはじめて記載されていたものではないかと思われること、などを視野に入れながら考えていくべきことのように思われるからである。

文書の保管・利用の問題については、近時では既に山陰加春夫「一四、五世紀の高野山における訴訟関係文書群の保管について―鞆淵荘関係史料の場合―」および同「日本中世の寺院における文書・帳簿群の保管と機能」(いずれも、山陰「中世高野山史の研究」清文堂、一九九七年に所収、初出はそれぞれ一九九五年、および一九九六年)、あるいは、松井輝昭「古代・中世における文書の管理と保存」(安藤正人・青山英幸編「記録史料の管理と文書館」北海道大学図書刊行会、一九九六年)や黒川直則「中世東寺における文書の管理と保存」(同書)などが詳細に論じている。

なお、本稿成稿後、ユードイト・フレリッヒ (Judith Frolich) 「日欧中世史料論についてのノート」(九州史学研究会編「九州史学」第一三一号、二〇〇二年五月)が公表された。本稿では十分に参照することが出来なかったが、今後の古文书学に関する理解を深めていくためにも、『歴史学と史料研究』(東京大学史料編纂所史料集発刊一〇〇周年記念国際シンポジウムにおける報告史料集、二〇〇二年一月)などと併せて参照されるべきものといえよう。

(6) 【史料16】「前田育徳会尊経閣文庫所蔵南禅寺慈慧院文書」徳治三年五月二日付六波羅裁許状「六裁―四四」。

(7) 【史料17】「同文書」嘉元二年十一月十二日付六波羅裁許状（加能史料編纂委員会編「加能史料」鎌倉I、一九九四年、所収文書）、なお当該裁許状は「増訂 鎌倉幕府裁許状集」下（六波羅・鎮西裁許状篇）には収録されていない。

(8) 高橋A論文および同C論文などを参照。なお、高橋A論文に関していえば、訴訟記録として保管されているものとして、氏の指摘されるもの他に、例えば「大禰宜家文書」中臣能親孫太郎則氏相論記（鹿島神宮文書）統群書類従完成会、一九九七年、所収）なども見られることを指摘しておきたい。

(9) 高橋氏は、このケースなどを根拠に挙げる際に、「評定事書」と裁許下知状の文面が一字一句のレベルで共通していることを推測させる」と指摘される一方、結論的には、「実際に裁許下知状の事書・事実書は「評定事書」のそれをほぼ全文にわたって採用していたと考えられる」と主張される¹⁹⁾（高橋A論文、二四六頁）。この点について、【史料17】に対応する和与状両通が現存していないので和与の内容の詳細については不明とせざるを得ないが、【史料16】（六裁一四四）を見れば、嘉元二年に発給された和与認可裁許状（史料17）に関する評定事書を幕府が実際に参照していることが見て取れることになろう。

(10) 通常の裁判手続においては、訴陳状の正文は最終的に幕府の「文庫」に保管されることが理解されている（前掲【史料N】）。

しかしながら、和与についていえば、当該和与の成立にいたる裁判手続過程を示す関係文書は、書面審理手続あるいは口頭弁論手続の過程において裁判所側に残される可能性は十分にあるにしても、最終的に成立した和与の具体的内容を示すところの和与状（正文）そのものは、当該和与の認可にあたり、認可裁許状とともに両当事者に対して下付されることになるわけであり、したがって、裁判所の側で当該和与の内容を記録・保管する唯一の方法として、訴訟両当事

者に対して発給することになる和与認可裁許状の下書を残しておく、ということが選択されることになるわけである。

そして、鎌倉後期の状況を前提にするならば、裁許状の下書(御下知符案)の中には、訴訟両当事者の提出してきている和与状両通の内容がある程度詳細なかたちで引用されていたことが推測されるわけであり、したがって、鎌倉後期において和与認可裁許状の内容が詳細なものとなる傾向に関する有力な要因については、このように幕府裁判所による当該和与状の内容の記録・保管という新たな方針の中に見出すことができるように考えられるのである。

他方で、鎌倉後期の裁判手続の上で重要な役割を果たした「引付」に見られるような裁判実務が行われていなかったところの、前期・中期に関する推測については、前掲註(5)を参照。

- (11) 【史料18】「又統宝簡集一四二」和与引付頭人以下注文(瀬野精一郎編『備後國大田莊史料』一、吉川弘文館、一九八六年所収、一五八号文書Ⅱ「鎌遺二十七―二〇八〇九」。当該文書には、「宝簡集八」正安三年六月二十一日付備後國大田莊桑原方領家地頭和与状(瀬野編「同」一五六号文書Ⅱ「鎌遺三十七―二〇八〇八」および、これに関して発給されたところの、「同文書七」正安四年六月二十三日付関東裁許状(同「一五七号文書Ⅱ」「閏裁―三三四」)が関連している。なお、当該和与状には、「奉行」および「合奉行」による裏書が記載されている)。一方では、そもそも「下知符案は本奉行が作成し、それをもとにした裁許下知状の清書も本奉行が清書奉行が担当する」が、下知符案の作成も裁許状の清書も本奉行が一人で行っていた場合をも想定し得るところが指摘されている(高橋A論文「二五六―二五七頁」)。

- (12) 【史料19】「安仁神社文書」元亨四年四月十九日付備前鹿忍莊下司・豊原莊雜掌和与状案(鎌遺三十七―二八七二八)。あるいは、佐藤進一「附録 鎌倉幕府職員表復元の試み」(佐藤「前掲書」、三〇四―三〇五頁)などを参照。

(i) また、裁許状は「御下知符案」を基に作成されることになっていたけれども、記載文言などに関する最終的な確

認・訂正などの作業を当該引付が入念に行っていたのではないかと考えられる。これについては、例えば、次のような指摘が見られるのである。すなわち、「東寺百合文書ヒ函」乾元二年閏四月廿三日付関東裁許状（関裁一三三九）、「続図録 東寺百合文書」所収の八二号文書である。なお、当該裁許状の認可対象となったところの、東寺領弓削島莊雜掌栄實と地頭代左衛門尉佐房との間で作成された和与申分に關する連署和与状（マ函）は、八〇号文書「鎌遺二十八―二三三八」として収録されているほか、当該和与状の作成された後に、当該和与状の内容を忠実に遂行することを約束する趣旨で、雜掌自らが作成し、東寺に提出した請文（と函）は、八一号文書「鎌遺二十八―二三六七」として収録されている。一方で、本ケースは、七九号として所収の和与差函（と函）「鎌遺二十八―二三六八」が作成された和与事案であることも周知の事実である）を素材として、次のように論じられているのである。

この和与状（下知状の誤記ではないかと思われる、西村註）でとくに注目されるのは、事書の冒頭に「東大寺領伊予国弓削島……」と記されているが、これは明らかに「東寺領」の誤りである。したがって「大」の字の左下に小さい○が書かれ、「大」の字を抹消することを意味しているが、さらにこの「大」の字の紙背には上の写真に見られるように一センチ四方の小さい花押がすえられており、この訂正を確認している。この花押は和与状の紙背に連署した奉行人の一人、左兵衛尉藤原のものと考えられるが、同じ花押が文字を訂正した九行目の「綱」、十二行目の「綱」の紙背にもみられ、裁許状が、厳密な手続によって発給されたことを示している。なお、この文書の紙継目の裏には、花押がすえられているが、写真としては掲載しなかった。（京都府立総合資料館編「続図録 東寺百合文書」吉川弘文館、一九七四年、四九―五〇頁に拠る）

(ii) 和与状あるいは和与認可裁許状については、比較的早い時期から、担当奉行人によって裏封（裏書・裏花押など）が施されていたようである。後掲【史料24】「山形大学附属図書館所蔵中條家文書」仁治元年九月廿七日付越後奥山莊

領家預所藤原尚成和与状「鎌遺八一五六二四」(新潟県史)資料編4・中世二、所収一七四八号文書)を認可する趣旨で発給されたところの、「同文書」仁治元年十月十日付関東裁許状「閔裁一六四」(新潟県史)同編所収、一七四九号文書)および「同文書」寛元二年七月廿一日付関東裁許状(新潟県史)同編所収、一七五二号文書)には、日付の裏書として「江親民部大夫」と推測される文字の記載が見られるが、これは、当該訴訟の担当奉行人と思しき「江新民部丞」のことと推定される(新訂増補國史大系「吾妻鏡」第三六(吉川弘文館、一九六八年、普及版)収載の、寛元二年七月廿日条および福田豊彦監修「吾妻鏡・玉葉」CD-ROM版、吉川弘文館、一九九九年、をも参照した。なお、この点につき、「高橋C論文」にも同様の指摘がある)。

(iii) 和与状そのものに対する裏書は、和与認可手続過程のどの時点で行われたのであろうか。筆者は、担当奉行人によつて和与状に裏書の行われるのは、「下知符案」をもとに「裁許状」が清書・作成される時点のことではないかと推測している。すなわち、当該和与を認可するという趣旨を主な内容とする「評定事書」をもとに「下知符案」が作成されることになるわけであるが、「下知符案」の内容には、「評定事書」の趣旨を生かしながら、和与状の具体的内容が盛り込まれていたのであるかと思われるのである。かりにこのように考えるとするならば、この「下知符案」をもとに訴訟両当事者に対して下付されることになる「裁許状」が清書・作成される段階において、当該和与状そのものに対して、同時に、裏書が施されていたのではないかと推測されるのである。このように推測を逞しうするならば、当該引付奉行人兩名が和与状に裏書を施したのは、当該和与状に公信力を付与することのみが目的とされたのではなく、同時に、和与状の内容と和与認可裁許状の内容に関する最終的な点検・確認を行う作業の中で行われた可能性のあることも想定しておいて良いように思われるのである。そして、裏書の施される時には、奉行人によつて、署名・花押が据えられるばかりでなく、当該裁許状に記載されると同じ日付があわせて記載される場合も見られるが、この日付は、評

定会議において当該和与を認可する決議のなされた日付として理解されることからすれば、和与状の裏書として記載された当該日付の有する意義については、あらためて確認されることになるであろう。この点については、後に少しく触れることになろう。

(iv) なお、旧稿においても触れたことであるが（西村安博「鎌倉幕府の裁判における和与について」(二・完)『法政理論』第三三巻第四号、二〇〇一年、二〇八頁、「飯野文書」徳治二年六月十三日付岩城隆衡和与状（鎌遺三〇―三二九八三）などを典型的なケースとするように、鎌倉時代中期以降、和与認可裁許状の下付される手続が簡略化されることにより、「幕府に提出された和与状に、たんに担当奉行が、この和与が幕府の公認を経たものであることを明らかにするため、「為後証所加署判也」というような文言を記し、署判を加えて交付する方式が多くとられた。」という理解が示されているが（日本古文字書学会編『概説 古文書学』古代・中世編、吉川弘文館、一九八三年、一九七―一九八頁、勝俣鎮夫氏担当）、この理解は必ずしも正確でないように思われる。それは、すなわち、当該和与状に見られるように、裏封の施されている和与状であっても、これに対応する和与認可裁許状が同時に下付されていたことを知るケースを、少なからず見出すことができるからである。したがって、和与認可裁許状が現存せず、裏封の施された和与状のみが存在することをもって、このようなケースについては、和与認可裁許状の下付が省略されたものと理解することは、必ずしも正確でないように思われる。

なお、当該和与状を収める「飯野文書」については、「いわき市史」第八巻に詳しいが（大石直正「飯野文書」の伝承と伊賀盛光）、「いわき市史」同・付録No五、一九七六年）によれば、「飯野文書」の大部分は、常陸国好島庄において預所を務めた伊賀盛光の時代に残された文書であること、またその中でも、一三二七年前後では遺存文書のもたらず意味が異なるという、一方で当

該和与状については、「好嶋庄内東目村地頭岩城隆衡と預所伊賀頼泰の所務相論における岩城隆衡の和与状であり(中略)和与状は、幕府に提出して訴訟担当の奉行人の裏封を受け、幕府の和与の裁許状を得て公法上の効力を取得する文書であることから、⑬(当該和与状、筆者註)を裏封する源と小野は、この相論の担当奉行人ということになる。この二人は図1に掲載したが実名については明らかでない。」との理解が明らかにされている(館鼻誠・小林一岳・飯野光世「好嶋庄調査報告」)(「季刊 中世の東国・秋冬」八号、一九八四年に拠る)。

因みに、裏封に関連して、「訴状を封じ下す」ことについては、

訴人が訴状を幕府に出すと、担当の部局及び奉行人が定められて、奉行は訴状の裏に花押を記入して(これを裏判・裏封という。

訴状が長文で用紙を二枚以上貼り継いである場合は、その紙継目の裏に花押を記す)、たしかにその訴状が担当奉行の確認を経たことを明らかにした上で、論人(被告)に交付する、これを「訴状を封じ下す」という。封は裏封・裏判の意味の封である。もちろんこの際、問状(トイジョウ)といって、担当部局長(引付頭人など)の署判した答弁催促状も一緒に送られる。(佐藤進一「新版 古文書学入門」法政大学出版社、一九九七年、および「季刊 中世の東国」(秋冬)八号、八〜九頁に拠る)との理解が示される。

(v) 訴訟当事者の側も、裁判所に対して和与の認可申請を行うときには、その趣旨が、和与状に対する裏封を要求するものであったことが理解される(「宝簡集」二十三「嘉暦元年八月廿一日付紀伊南部荘年貢米和与請文」[鎌遺三三八―二九五八九])。この史料の本文末尾に記載される「此上者、以両方合談之儀、且被申成御下知、且可被封裏、仍和与之状如件」の文言は、ことさらに裏封を要求したものとストレートに捉えるのではなくて、和与状の書き止め文言に用いられるところの、いわば慣用的な文言が記載されたものとして理解しておく方が良いように思われる。

(13) 前掲佐藤秀成「和与状裏封と讓状外題安堵に関する一考察」など。

(14) 近藤成一氏に拠れば、「引付勸録事書（引付が作成する判決原案）が上程される評定であり」、その日の評定に勸録事書を提出することが「番」によって予め割り振られていた、という（近藤「鎌倉幕府裁許状の日付」〔鎌倉遺文研究会編「鎌倉遺文研究」第四号、一九九九年、一二三頁〕）。

(15) 【史料〇】「府中税所文書」正安六年四月十三日付左衛門宗成和与状案（前掲「新編常陸国誌」下巻）

和與

常陸國稅所左衛門入道誠信遺領、正安元年和與内相論中鹽橋田在家事

右誠信遺領相論之處、正安元年六月廿一日相互止_二方方訴詔_一、令_二和與_一、兩方預_二御下知_一畢、而親幹令_三自破_二彼和與狀_一、不_レ打_二渡中鹽橋田在家_二公田_一之由、於_二本引付_一、宗成訴申之間、彼田在家者、島崎尼一期之後、可_二知行_一之上者、親幹不_レ及_二打渡_一之由陳_レ之、然間調_三問答_二畢、仍雖_レ可_レ仰_二上裁_一、亦兩方以_二和與之儀_一、宗成任_二件正安元年和與狀御下知_一、永所_レ停止訴詔_一也、仍先度和與之時、所_レ避_二渡于親幹之大橋郷參分壹内後藤太在家_一并藤九郎入道在家_一相_二關_一内以上貳宇田貳町_一上_二四段小_一等町中_二壹段小_一限_一永代_一、所_レ避_二給于宗成_一也、

一酒源太入道在家、并古國府彌太郎在家事、右貳宇在家爲_二稻久名内_一之處、宗成押領之由、雖_レ訴_二申_一之、以_二和與分_一、於_二酒源太入道在家_一者避_二渡于親幹_一之間、至_二古國府彌太郎在家_一者、止_二訴詔_一避_二給于宗成_一畢、相互永代知行、不_レ可_レ有_二相違_一者也、

一鎌倉大番役事

右番役誠信跡廿箇日也、與_二宗成懸_二于誠信惣遺跡、隨_二分限_一、可_二動仕_一之由、爲_二三島彌二郎_一、奉行訴申之處、彼番役限_二大橋郷_一、任_二參分_一二和與狀、動來之由、親幹諫_レ之、仍究_二訴陳_一畢、雖_レ然以_二和與之儀_一、自今以後者、宗成分九箇日、加將中白親幹拾壹箇日、在繁分定各可_二動仕_一者也京都大番役可_二准據_一之矣、以前三箇條、至_二于子子孫孫_一、相互不_レ可_レ有_二違亂妨_一、若_レ猶於_レ致_二違亂者_一、任_二先度和與狀_一、誠文一圓申給之、可_レ令_二知行_一者也、仍爲_二後日_一、和與之狀、如_レ件、

正安六年四月十三日

左衛門尉宗成花押

この史料については、石井良助「中世武家不動産訴訟法の研究」(第一篇 鎌倉幕府不動産訴訟)の「第二章 訴訟手続」に収まる「第二節 訴の繫属」(七七頁)に指摘がある。傍線部においては、和与に関して蒸し返しの紛争が再発したときに、訴訟当事者が当該和与を認可した当該担当引付(本引付)に対して提訴している事実が確認できることになる。このことからすれば、「引付責任制」の採られた鎌倉後期においてはとりわけ、当該引付の担当奉行人の許には、当該和与関係文書が保管されていたという状況を推測することが可能であり、それらの文書については、紛争の蒸し返し以前に成立した和与状の内容に基づいて作成された「御下知符案」などに代表される和与関係史料を想定し得るのである。

(補遺)

本文の内容と直接関係する内容ではないが、次の内容を記しておきたい。以上のような意義を有する和与認可裁許状が、訴訟当事者によってどのように利用されていたのかについて知り得るケースとして、例えば、「集古文書」正和元年七月七日付関東裁許状案、六裁一五〇」が見える。すなわち、地頭職の支証とするために以前に下付されていた下知状(和与認可裁許状)を証拠文書として採り

上げようとする論人に対して、訴人は「永仁御下知状者、就両方和与状、被成下カ、不足信用」(以下省略)などと反論している事実を知る。

(二) 和与状の取扱

訴訟両当事者から提出されてきた和与状両通について、幕府裁判所は、実際にはどのような取り扱いを行っていたのかという点について、少しく検討してみたいと思う。裁判所による和与状の取り扱いの実態については、さしあたり、裁判所の作成する和与認可裁許状と和与状との関係を明らかにすることが要請されることになると思われるが、この要請に応じていくことにより、和与認可手続の一端をも垣間見ることにつながってくるように思われるのである。

以下、検討の素材とした関係史料は、鎌倉後期に見られる史料に偏ってしまう結果となっているが、これは検討の対象となり得る史料が、同時期以外の時期においては残存するケースが極めて限られているという事情に因るものである。^②したがって、ここで検討することになるのは、どちらかといえば、鎌倉後期における状況ということになってしまいが、いま、このことを予め了解しておく必要があるのと同時に、鎌倉前期～中期における状況については、当該期における関連史料の蒐集作業を積み重ねていくことによって、今後さらに検討が進められていくべき課題として残されていることをまず確認しておきたいと思う。

まずはじめに、次に掲げる史料を見ることにしよう。

【史料20】⁽³⁾

和与

深堀彌五郎時仲嫡孫孫房丸并時仲子息時綱・仲家等与戸町三郎俊基子息俊能法師(法名)・同俊基孫子俊光等相論条、事、

右、時仲(今者)死去、則依充給肥前國戸町浦地頭職、以香燒嶋・大浦山・末嶋・中嶋・影呂宇嶋・杉浦等、爲戸町内、可付給之旨訴

之、俊基(同死)亦戸町浦之外、押領貝木・竹留・鹿尾・棹浦等、剩屬本所、申給切杭・高濱之条、無謂之由訴之、兩方相續雖番

訴陳、所詮、以和与之儀、貝木・竹留・鹿尾・棹浦・切杭・高濱者、時仲子孫當知行之間、止西俊等訴訟畢、香燒・大浦・木

嶋・中嶋・影呂宇嶋者、俊基子孫當知行之間、所止孫房丸等訴訟也、但杉浦事、相互雖申子細、和談之間、於當浦參分壹者、

可去付時仲跡、至參分貳者、俊基跡知行不可有相違、先以件和与狀、給御下知後、申入御使、田島在家山海共、組交能惡、可

被定參分壹貳坪付、此上、於以前相論事等者、向後不可及上訴焉、仍和与狀如件、

文保二年五月廿九日

丹治俊光 (花押)

沙彌西俊 (花押)

〔爲後證、所加署判也、

文保二年六月六日

沙彌道仏 (花押)

宇治惟尙 (花押)

【史料21】⁽⁴⁾

深堀弥五郎時仲^{今著死去}嫡孫孫房丸并子息時綱・仲家与戸町三郎俊基^{西後死去}息男俊能法師^{法名西後}并孫子俊光等相論條条事、

右、就訴陳狀、欲有其沙汰之處、兩方和与訖、如孫房丸代父時清并時綱等今年五月廿九日狀者、「時仲則依宛給肥前國戸町浦地頭職、以香燒嶋・大浦山・末嶋・中嶋・影呂宇嶋・杉浦等、爲戸町内、可付給之旨訴之、俊基亦戸町浦之外、押領貝木・竹留・鹿尾・棹浦等、剩屬本所、申給切杭・高濱之条、無謂之由訴之、兩方相續雖番訴陳、所詮、以和与之儀、貝木、竹留・鹿尾・切杭・高濱者、時仲子息當知行之間、止西俊等訴訟畢、香燒・大浦・末嶋・中嶋・影呂宇嶋者、俊基子孫當知行之間、所止孫房丸等訴訟也、但杉浦事、相互雖申子細、和談之間、於當浦參分壹者、可去付時仲跡、至參分貳者、俊基跡知行不可有相違、先以件和与狀、給御下知之後、申入御使、田島・在家・山海共組交能惡、可被定參分壹・貳坪付、此上於以前相論事等者、向後不可及上訴^{云云}」、如西俊等同日狀者、「子細同前」者、此上不及異儀、守和与狀、相互可令領掌焉者、依仰下知如件、

文保二年六月六日

(北條隆時)
遠江守平朝臣 (花押)

この二通の史料は、地頭御家人同士の訴訟において和与が成立した際に、論人戸町氏側によつて作成された和与状正文(史料20)および当該和与を認可した裁許状正文(史料21)といふことができる。

当該和与の成立にあたっては、訴訟両当事者が個別に和与状を作成していたことが考えられる。すなわち、論人戸町氏側の作成した和与状正文(史料20)は裁判所による和与の認可手続および下付手続を経たのちに、訴人深

堀氏側にもたらされたものである。そして、同時に、訴人深堀氏側の作成した和与状正文は相手方の論人戸町氏側へもたらされていたことを推測することになるが、当該文書の正文は現存しないことを了解しておかなければならない。他方で、訴人の作成した和与状の案文(「深堀家文書」文保二年五月廿九日付深堀孫房丸時明代二名運署和与状案「鎌遺三十四―二六九〇」)については、これが訴人側に残されていることを知るようになる。⁵⁾そして、現存する和与認可裁判の正文(「史料21」)は、当該和与が認可された際に、鎮西から訴人に対して下付されたことにより、訴人側に伝来しているという事情を理解することになるのである。

いま【史料21】の記載内容を見るならば、訴人が論人へ渡した和与状の内容が詳細に引用されている一方で、論人が訴人へ渡した和与状の内容は「子細同前」と記載されるに止まり、引用の省略されていることがわかるのである。

つまり、訴人に対して下付されたところの当該和与認可裁判には、訴人作成の和与状の内容が詳細に引用されているという事実、そしてまた、訴人の許にはこのような内容の裁判状および論人作成による和与状正文がもたらされているという事実などを確認することができるのである。かような状況理解が許されるならば、和与状正文および和与認可裁判正文を主なものとする和与関係文書がこのような形態で伝来しているという状況については、われわれはなにかの整合的な理解を得ることが可能なのであろうか。この問いに答えていこうとするならば、次に示される点をあわせて理解しておく必要があるように思われるのである。

第一には、訴人作成の和与状正文は裁判所による認可手続を経て、論人の許へもたらされる一方、論人作成の和与状正文は、同様の手続を経ることによって訴人の許にもたらされることになる、という一般的な理解を得ている

が、この理解を、当該ケースにあてはめて考えることは当然可能であるように思われる。そこで、当該ケースにおいて注意すべきこととなるのは、論人作成の和与状(正文)に閱することである。すなわち、論人和与状には、担当奉行人による裏書の施されていることが明らかであるが(この裏書には、奉行人兩名の署名および花押に加えて、裁許状に記載された日付と同様の日付もが記載されている)、この裏書の内容は、訴人和与状においても同様に記載されたものと考えられること(当該ケースにおいては、論人の許にもたらされた訴人作成の和与状正文は現存しないので断定することは必ずしもできない)ということである。すなわち、前節で検討したことを踏まえるならば、和与認可手続において、論人和与状および訴人和与状に対しては、同様の処理がなされたのではないかと思われるのである。

第二には、和与認可裁許状(史料21)から読み取れるように、訴人側にもたらされた裁許状では、和与状の内容が引用されるにあたり、論人作成の和与状の内容が簡略的に引用されているのに対して、訴人作成の和与状の内容が詳細に引用されているという事実を理解するならば、他方で、論人側にもたらされたはずの和与認可裁許状(現存せず)には、訴人作成の和与状の内容に比して、論人作成の和与状の方がより詳細に引用されていたことを想定することができるように思われるが、いかがであろうか。このケースでは、和与状両通の内容がほぼ同様の内容であったからこそ、【史料21】では一方当事者(論人)の作成した和与状の内容を引用するに際してはその省略が可能であったものと考えることが、むしろ正確な理解であるといえるのかもしれないが、和与認可裁許状にはこのように、当該裁許状の発給対象となる当事者側の作成した和与状の内容の方が詳細に引用される傾向にあったのではないか、との推測を導くように思われるのである。

以上のことから、われわれは次のようなことを知り得ることになるであろう。

一つには、一方当事者の許にもたらされる和与認可裁許状には、当該裁許状を受け取った側の作成した和与状の内容が詳細に引用される傾向にあったものとして、かりに理解しようとするならば、このことが意味するのは、恐らくは次のようなことになるのではあるまいか。

すなわち、一方当事者の作成した和与状正文は両当事者間での交換手続が済まされたのち、認可申請の行われた裁判所を経て相手方当事者の許にもたらされることになるが、この結果、当該和与状正文を作成した側の当事者の許には、せいぜい和与状の案文のみが残されることになる。この状況については、殊更に指摘するまでもなく、和与をめぐる裁判手続に関する一般的な理解として定着しているように思われるが、既に述べているように、この理解は鎌倉後期における状況が前提になっていることであらためて注意する必要がある。

このことを踏まえた上で、鎌倉前期～中期における状況に目を向けるならば、そこにはどのような状況を想定することができるのであろうか。一方当事者の許にもたらされた和与状および和与認可裁許状については、鎌倉後期におけるのと同様な状況を想定することが可能なのであろうか。

鎌倉前期～中期にかけて見られる和与認可裁許状については、鎌倉後期におけるそれと比べた場合、残存する史料が格段に少ないという制約を伴うものである。このことを押さえた上で、裁許状における和与状の引用の詳細の程度を、鎌倉前期～中期と鎌倉後期とで比べてみるときにいえることは、鎌倉前期～中期においては、和与状の内容が詳細に引用されるというよりも、その内容が簡易に記されるに止まるといふ傾向にあることが認められる。⁶⁾

この理解を前提にするならば、次のようなことが想定されることになる。一方当事者(訴人Ⅱ甲)自らが作成した和与状正文(X)は、相手方(論人Ⅱ乙)に渡されることになるので、(X)の内容を確認あるいは証明する

ための文書は、案文(エ)という形で保管されることはあっても、正文という形態で(甲)の手許に残されることにならなかったのであるが、一方で、(甲)の許には、相手方当事者(乙)の作成した和与状の正文(Y)および当該和与の認可に関する簡易的な内容の記された和与認可裁許状の正文(Zへ甲)が残されることになる。

このような状況のもとにあつて、もしかりに紛争の再発したような場合には、一方当事者にとつてみれば、当該和与の具体的内容については、簡易的な記述に止まるところの和与認可裁許状(Zへ甲)あるいはZへ乙)によつてそれを証明することは必ずしも容易でなく、当該当事者が控えとして保管しておいた和与状の案文(エあるいはZ)および相手方作成による和与状正文(YあるいはX)に拠る以外に、和与の具体的内容を直接的に証明する手段がないわけである。したがつて、結論的にいえば、相手方当事者に対しては、当該和与の具体的内容に関する有力な根拠として、自らの作成した和与状正文(XあるいはY)を用いることはできないのであり、かりに、和与認可裁許状を用いるにしても、具体的かつ積極的な主張を展開することが容易ではない、という事態が生じ得ることが想定されるわけである。

ここでは、やや極端なケースを想定することにはなつたけれども、このような事態を回避するために、裁判手続の上で、やはり何らかの工夫が施されることになつたのではないだろうか。それはおそらく、自らの作成した和与状(正文)を手許に残さない一方当事者が、当該和与状正文と同等の効力を有する文書として示し得るところの、新たな文書の形態を見出すということだったのであろう。

例えば、【史料20】のケースにおいて想定されるように、訴人深堀氏の作成した和与状正文の内容は、さしあたり、自らの作成・保管した和与状案文に拠る以外にその内容を明らかにする手段はないわけであるが、訴人にとつ

て証拠提示の方法が必ずしも十分ではないこの状況は、すなわち、裁判所によって当該和与の内容が確認されるとともに、訴人和与状の内容が詳細に引用されたところの、和与認可裁許状〔史料21〕が訴人側に対して発給されることにより、首尾良く打開されることになったものと考えられる。かような次第で、和与状(たとえば、X)を作成した側の当事者に対しては、当該和与状の内容が詳細に引用されている和与認可裁許状(たとえば、Z(X))が下付されるようになったのではないかと考えられるのである。

二つには、このような意味において理解される和与認可裁許状とともに、一方当事者の許へもたらされることになるのが、相手方当事者の作成した和与状正文であるということについては、いかなる理解が得られることになるのであろうか。

訴訟両当事者は裁判所に対して当該和与の認可申請手続を行う際には、自らの作成した和与状正文を互いに交換し合うという方法を採用しており、裁判所による認可手続を経て、最終的に一方当事者の許に下付されるのは、相手作成の和与状正文に他ならないのであるから、このように、一方当事者の許には相手方当事者の作成した和与状正文がもたらされる、ということをごここで敢えて強調することは必ずしも適当ではないのかもしれない。というのも、このような裁判手続そのものは、鎌倉の全時代を通じて変わりなく行われていたものと考えて良いと思われるからである。しかしながら、いまあらためて強調しておく必要のあるのは、一方当事者の許にもたらされる相手方当事者作成による和与状正文(たとえば、Y)と、これと同時にもたらされる和与認可裁許状正文(たとえばZ(X))との間に見出し得る関係についてである。この点については先にも述べたように、すなわち、一方当事者の許には、このように相手方の作成した和与状正文と、自らの作成した和与状の内容が引用される和与認可裁許状とが同時に

もたらされることによって、当該和与の全容を確認・証明するための証拠文書が正文二通として揃うことになる、ということに他ならないのである。和与認可裁許状における和与状の引用の方法については、たとえばこのような工夫が施されることにより、一方当事者は、相手方作成の和与状についてはこれまで通り、その正文を保管することが可能であると同時に、自らの作成した和与状については、その案文および和与認可裁許状の正文という形態で保管することが可能になったのではないかと考えられるのである。

三つには、このように考えるならば、当該和与の認可にあたり、裁判所の担当奉行人兩名によって和与状に施される裏封の意味については、おのずと自然な理解が得られることになるであろう。

これまでのところ、和与状には担当奉行人兩名による裏書の施されている事実が指摘されてきているけれども、裏書の形式についていえば、鎌倉後期になると、それまで採られていたところの形式、すなわち、担当奉行人兩名の署名および花押のみというものから、この内容に加えて、当該和与認可裁許状に記載される日付が記載されるという形式へと変化していく傾向にあることが指摘されている。このことをすべての和与状において確認できるかどうかについては、今直ちに明らかにし得ないところではあるが、おおよそについてはこのような傾向にあったものと考えておいて良いと思われる。

このように考えるとき、とりわけ鎌倉後期における状況に着目するならば、和与状とこれに対応する和与認可裁許状との関係については、さらに次のような理解を得ることも可能になるように思われるのである。すなわち、一方当事者(甲)の許には、和与認可裁許状の正文(ZへX)がもたらされることにより、自らの作成した和与状(X)の内容については、当該裁許状によって確認・証明を行うことが可能となる一方で、相手方当事者(乙)作

成の和与状 (Y) の内容についていえば、その内容の詳細が裁許状の中に引用されない限り、(Y) の内容が公的に明らかにされることはない。したがって、(Y) を受け取った一方当事者 (甲) にとってみれば、さしあたり、和与状正文 (Y) そのものに拠る以外に、その内容を正確かつ直截に確認・証明する方法がないことになる。このように考えてみるならば、和与状に施された裏書については、あらためて次のように考えることも可能のよう思われるのである。

すなわち、これまでなされてきた理解のように、裁判所によって当該和与状に公信力を付与することが主な目的とされていたであろうことは当然のことと思われる。しかしながら、公信力の具体的な意味についてはさらに、次のように推測することも可能なのではあるまいか。すなわち、一方当事者 (甲) にとってみれば、自らの作成した和与状 (X) の内容について公信力を付与するものとしては、(甲) に対して下付されたところの裁許状一通 (Z \rightarrow X) がその役割を果たした一方で、相手方当事者作成による和与状 (Y) については、当該和与状一通 (Z \rightarrow X) によって公信力を発生させるための方法として、このように詳細な内容を記した裏書が必要不可欠のものとして要求されていたのではないかと思われるのである。

つまり、裁判所によって和与認可裁許状の作成されるときには、たとえば、和与状両通の内容がほぼ同内容のものである場合には、両通の内容を同時にかつ詳細に引用することから生じ得る事態、すなわち、裁許状の内容が煩雑な内容になってしまふことが回避されていたものと考えられようし、ましてや、和与状両通のそれぞれに対応する認可裁許状を二通一組 (すなわち、Z \rightarrow X \rightarrow ・Z \rightarrow Y) の組み合わせを二組) として作成することによって、一方当事者に対して一組を下付するという方法 (一方当事者に対しては結果的に二通の和与認可裁許状を下付するという方法)

を採ることは面倒なことであるから、以上の不都合を一定程度解消するための合理的な方法が考えられることになったのであろうと思われるのである。

すなわち、一方当事者(甲)に対してはこれまで述べてきたような方法によって、和与認可裁許状一通(ZへX)とともに、裁判所が裏書を施したところの、相手方(乙)作成による和与状正文一通(Y)が同時に下付されるという形式が採られるにいたったのではないかということ、と同時に、裏書の施された相手方作成の和与状正文(Y)は、和与認可裁許状(ZへX)と一対の和与関係文書として認識される一方、裁判手続の上では、和与認可裁許状と同様の法的効力を有する文書として位置付けられていたのではないかということ、以上のことが考えられるように思われるのである。そして、鎌倉後期の幕府裁判における和与認可手続の中で、このような方法が採られるようになったのは、幕府裁判所の進めていた司法制度改革における政策的判断の一貫によるものなのか、あるいはまた、訴訟当事者による手続改善などに関する要求を裁判所が適宜受け入れてきたことによる一つの成果によるものなのか、などという問題については、遺憾ながら答える用意がない。ここではさしあたり、和与認可手続に関して、以上のような工夫が試みられつつあったことを推測するに止めておきたいと思う。

そして、以上のような理解をもとにするならば、これまで判断を留保していたところの、前掲【史料21】において詳細に引用されている和与状の内容は、当該和与認可裁許状を受け取った側の訴人によって作成され、相手方の論人へ与えられた和与状正文の内容に他ならないことは十分に推測が可能となるであろう。

しかしながら、以上の推測について、これを和与認可裁許状の作成手続の一般的な原則として理解してしまうことは、一方で、事態の本質を見誤ることもなってしまうことに気付くことになる。

さらに、次に掲げる史料を見たいと思う。

【史料22】⁽⁸⁾

和与

薩摩國谷山郡内山田・上別符兩村地頭式部孫五郎入道道慶与谷山五郎入道覺信相論當村所務条、沙汰事

- 一 寄事於領家所務、道慶令抑留郡司得分由事、
- 一 道慶令抑留質人并錢貨以下色色損物等由事、
- 一 兩村内野島所當以下地頭得分等、覺信令抑留由事、
- 一 同村内宮園并久吉園桑代以下地利物、覺信同令抑留由事、
- 一 同村惣地頭職、爲本物返否、過請所年記否相論事、
- 右、於兩村者、去弘安十年十月三日雖被成關東御下知、就所務、相互申子細之間、正安二年七月二日覺信、於鎮西重預御裁許畢、而不被糺返所被載御下知之桑算失以下得分等之間、連、雖訴申之、以和与之儀、一向停止惣地頭給之由、被契約之間、止當村条、訴訟、(中略) 若肯此狀、十一月中令違期者、如本可被知行所務、此上者、更不可有改變之儀、仍爲後證龜鏡、和与狀如件、

正中二年六月一日

沙彌覺信(花押)

^(裏書)
「爲後證、奉行人所加署也、

正中貳年十月十日

^(裏書)
藤原(花押)

【史料23】⁹⁾

(太田孫七能傳)
三善(花押)

薩摩國谷山郡内山田・上別符兩村地頭大隅式部孫五郎(山田宗久)法師法名道覺与谷山五郎資忠法師法名覺信相論當村所務條々事、

右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、今年六月一日兩方出和与狀訖、爰如覺信狀者、和与薩摩國谷山郡内山田・上別符兩村地頭式部孫五郎入道々慶与谷山五郎入道覺信相論當村所務條々沙汰事、一、寄事於領家所務、道慶令抑留郡司得分由事、一、道慶令抑留質人并錢賃以下色々損物等由事、一、兩村内野島所當以下地頭得分等覺信令抑留由事、一、同村内宮園并久吉園桑代以下地利物覺信令抑留事、一、同村惣地頭職爲本物返否、過請所年紀否相論事、右、於兩村者、去弘安十年十月三日雖被成關東御下知、就所務、相互申子細之間、正安二年七月二日覺信於鎮西重預御裁許畢、而不被札返被載彼御下知之桑算失以下得分之間、連々雖訴申、以和与之儀、一向停止惣地頭繕之田、致契約之間、止條條訴訟、有限之加徵米斗定拾伍石、如正安三年取帳目錄者、雖爲拾肆石參斗捌升、就和与拾伍石之由、定之畢、次野島地利物參石并麥地子壹石伍斗斗是等者、野島、此外檢断以下色々得分等代錢合拾肆貫文、每年十一月中無未進、於當村可致弁、於地頭米者、任先例、於郡司所倉、可令勸渡也、次至野島并麥所當等者、於當村、可被直納之、次件得分等者、當國伊集院・伊作兩所之間、以當村百姓、可運送之、但自今年年丑、至于辰年四箇年分、來納可被取之由、被申之間、致其沙汰畢、若背此狀、十一月中令違期者、如本可被知行所務、此上者、更不可有改變之儀云云、如道慶狀者、「子細同前」者、此上不及異儀、守彼狀、相互可致沙汰之狀、依仰下知如件、

正中二年十月十日

(北條英時)
修理亮平朝臣 (花押)

この二つの史料の残存状況からすれば、当該和与認可手続において、和与状および和与認可裁許状に関する裁判所の取り扱い方針は、先に推測した裁判所による対応とは異なるものとして考えられることになるであろう。すなわち、次のように考えられるのである。

ここに掲げた二通の史料は、ともに正文が保管されていたものと理解することができるのであり、当該訴訟における訴人地頭(道慶)側にもたらされた文書である。すなわち、【史料22】は、論人郡司(覚信)の作成によるところの、和与状正文であり、この文書は、当該和与を認可する趣旨で発給された【史料23】とともに、訴人側へもたらされたものである。他方で、論人側にもたらされたところの訴人作成による和与状、あるいは裁判所による和与認可裁許状は現存していないようである。

そして【史料23】に拠れば、この中には、論人作成に拠る和与状の内容が詳細に引用されている一方、訴人作成に拠る和与状の内容については「子細同前」と記載されるに止まっていることが理解されよう。さらにまた、訴人の側には【史料23】とともに論人作成による【史料22】がもたらされていることを考え合わせるならば、ここでは次のような状況が想定されることになるであろう。

例えば、当該和与をめぐる紛争が再発したような場合に、訴人の側が当該和与の具体的内容をあらためて確認・証明しようとするとき、その内容を知り得る対象の文書は、当該文書両通を通じてひとり論人作成による和与状正文(あるいは、この内容を引用する裁許状)ということになるであろう。もちろん、このケースにおいても、訴人の側

には自己作成による和与状の案文が残されているので、⁽¹⁰⁾ 訴人の手許には残されることがない和与状(正文)の内容については、訴人自らが保管する和与状案文によって直ちに確認することが可能ではある。

しかしながら、いまかりに、当該和与をめぐって紛争が再発した場合に想定され得る状況について、【史料21】のケースと【史料23】のケースとを比較してみるならば、おおよそ次のようなことが考えられることになるであろう。

前者では、裁判所に対して一方当事者が訴訟を提起するときには、相手方の作成した和与状(正文)とともに、自己作成の和与状の内容が詳細に引用された和与認可裁許状が提出されること⁽¹¹⁾になるが、このときには、本人および相手方の作成した和与状の内容が同時にかつ容易に証明され得ることになる。したがって、このように、相手方作成の和与状(正文)とともに自己作成の和与状の内容を詳細に引用する和与認可裁許状(正文)が一方当事者の許に残されるならば、かりに紛争が蒸し返されるような場合にあっても、蒸し返しに應じる立場におかれる当事者の行うところの、蒸し返しを図る当事者に対する反論においては、さらに有効な主張がなされ得るものと考えられるのである。

他方、後者では、一方当事者が訴状を提出する際には、相手方の作成した和与状とともに、相手方作成の和与状の内容が詳細に引用されているところの、手許にある和与認可裁許状を具書として提出することになるが、⁽¹²⁾ このときは、訴人自らの作成した和与状正文については、相手方に渡ってしまっているので、訴人自らがその内容を証明しようとするならば、訴人の許に保管されている案文を用いる以外に方法はなかったのである。⁽¹³⁾ あるいは、相手方論人によって、反証のための有力な文書として、訴人作成の和与状あるいはこの内容を詳細に引用していること

ろの和与認可裁許状の都合二通のうち、少なくとも一通が提出されることのない限り、訴人作成の和与状の詳細な内容は明らかにされ得なかつたものと考えられよう。

以上のことからすれば、後者のような状況におかれた一方当事者にとってみれば、和与状両通の内容について、これらをお互に一日瞭然の形で同時に示すということは、前者の場合におけるのと比べて必ずしも容易なことではなかつたように思われるのである。

然らば、【史料23】に見られるような形態によって、和与状および和与認可裁許状が一方当事者の許にもたらされている場合に、当該和与に関して蒸し返しの紛争が再発したならば、これに対して訴訟当事者および裁判所はどのような対応を採っていたのであろうか。

次の史料を見ることにしよう。

【史料24】⁽¹⁴⁾

尙成

一 御米京定佰斛 但代之時者、石別錢陸佰文定。

一 御服綿什兩 (什九) 但代之時者、拾兩別錢捌佰文定。

右、預所與地頭成和與儀天、令言上事由於領家之處、被下□□之由被仰_マ、隨自先例、爲譜所、至于子、孫、□□預所入部、此条尙成敢以不可相違、就中、非預所私議□□領家之仰旨也、次地頭志等、更不可爲例進、夫領綱丁同前也、次口米同止之了、又大津問事、如元可爲地頭進止候、惣者、御米御服、自御倉元之外、不可有領家預所口入之□□狀、所定如件、

仁治元年九月廿七日

預所右近將監藤原尙成(花押)

【史料25】

(15)

越後國奥山庄預所右近將監尙成与地頭兵衛三郎時茂相論条々、
(藤原)
(高井)

一、檢注事、

一、年貢納法事、

一、大津問事、

一、口米事、

一、地頭別進并夫領綱丁志不可爲例事、

右、条々、雖遂對決、尙成与時茂令和与畢、如尙成去九月廿七日和与狀者、色代時者、石御服「京定御米佰石拾兩別録、捌佰文、先例依爲

請所、不可有預所入部之狀、令停止畢、地頭志不可爲例、夫領綱丁以同地頭成和与儀、申上領家之處、被聞食之由、

被仰畢、子々孫々不可有相違云々取者、任彼狀、可致沙汰之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

仁治元年十月十日

(北條、泰時)
前武藏守平朝臣(花押)

(裏書)
「江親民部大夫」

【史料24】は越後国奥山荘に関して、訴人預所と論人地頭とが争った訴訟において、訴人が裁判所を通じて論人に対して与えるにいたったと考えられるところの、訴人作成による和与状正文である。そして、当該和与の認可申請を承けた裁判所(関東)が認可した上で、論人側へ下付したところの和与認可裁許状が【史料25】である。このうち、当該和与は再び訴人側によって蒸し返されたものと考えられ、これに対する判決の内容は「山形大学附属図書館所蔵中條家文書」寛元二年七月廿一日付関東裁許状(史料25—A)「関裁一七六」あるいは、後掲【史料26】に見出すことができる。以上を踏まえた上で、当該和与について少しく考えてみたい。

【史料24】にいう和与状が訴人預所によって作成されたときには、論人地頭による和与状もまた、同時に作成されることによって、和与認可裁許状とともに、訴人側へもたらされたものと推測される。しかしながら、本来ならば訴人側に残されているはずの文書二通が現存しないので、これは文字通り、推測の域を出るものではない。そしていま、和与状が訴訟両当事者によって作成・交換されたこと、さらには、和与認可裁許状が二通作成されるところに、両当事者それぞれに対して発給されたという、和与をめぐる裁判手続に関するこれまでの基本的理解を前提にするならば、【史料25】について、本稿では次のように推測することになるであろう。すなわち、論人地頭側にもたらされることになった【史料25】では、訴人と和与状の内容のみが詳細に引用されると判断されるので、他方で、訴人預所側へもたらされることになった和与認可裁許状においてもまた、同様の引用形態が採られることにより、論人と和与状の内容のみが引用されていたのではないかと推測されるのである。

そこで、【史料24】および【史料25】をめぐる再び提起された訴訟における裁許の内容を【史料25—A】に見ることにしよう。

【史料25—A】

越後國奥山庄雜掌彈正忠盛遠与地頭高井兵衛三郎時茂法師相論檢注間事、

右、盛遠訴狀云、就前雜掌尙成和与狀、如所被成下仁治元年十月十日御下知狀者、檢注以下五箇條内於四箇條者、不可有違乱

之由、具被載之畢、至于檢注事者、不被載仰詞之間、自領家可被遂行初任檢注之條顯然也云々、如時茂法師陳狀者、檢注以下

五箇條、就和与狀、被載御下知狀之上、依爲請所、至于子々孫々、不可有相違之由、所被載下也、若可被遂檢注者、争不可有

子々孫々相違之由、可被載下哉云々者、就尙成和与狀、如時茂法師所給仁治元年御下文者、檢注事、被載名目之上、請所事、

至于子々孫々、不可有相違云々、仍雖不被載仰詞、入篇目之間、非沙汰之限欵、早停止盛遠濫訴、任先下知旨、爲地頭請所、

永不可有檢注狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

寛元二年七月廿一日

(北條經時)
武藏守平朝臣(花押)

(裏書)
□□民部大夫

この史料を見るならば、ここで争われているのは、和与認可裁許状である【史料25】に云う趣旨、すなわち、認可の対象となった和与状（【史料24】）の実質的内容についてのことである。当該裁許状では、論人地頭に対して地頭請所の権限が一応認められる恰好にはなったものの、あくまで地頭請所の転倒を目指す訴人預所は、自らの側に檢注実施の権限が認められていることをあらためて主張することにより、地頭請所の実態を根本的に否定しようとするが、結果的にこの主張が裁判所によって全面的に否定されることになるのが、【史料26】においてのことである。

ある。

【史料26】⁽¹⁷⁾

越後國奥山莊雜掌圓政与中條地頭和田七郎茂明相論所務條々、

一、可被顛倒請所

右、如訴狀者、領家進止之地也、而地頭号請所、打止預所入部^{云々}、如陳狀者、任先例、爲地頭請所、至子々孫々、不可有相違之由、仁治・寛元御下知分明之上者、爭領家進止之旨、可掠申哉^{云々}者、如茂明所進仁治元年十月十日下午知狀者、^(藤原)越後國奥山莊預所右近將監尙成与地頭高井兵衛三郎時茂相論條々、一、檢注事^{云々}、^(取捨)「如寛元二年七月廿一日下知狀者、」越後國奥山莊雜掌盛遠与地頭高井兵衛三郎時茂法師相論檢注間事、就尙成和与狀、如時茂法師所給仁治元年下知狀者、檢注事、被載名目之上、請所事、至于子々孫々、不可有相違^{云々}、仍雖不載仰詞、入篇目之間、非沙汰限歟、早停止盛遠濫訴、任先下知旨、爲地頭請所、永不可有檢注^{云々}者、如仁治・寛元下知狀、爲請所之條分明也、彼時成敗難被改替之間、國政訴訟不及沙汰焉、

一、中分事、

右、爲全向後年貢、可被折中下地之旨、雖申之、訴訟之趣爲非據之間、同前矣、

一、年貢事、

右、國政則令對捍之由申之、茂明亦致弁之旨申之者、遂結解、有未進者、可究濟也焉、

一、色代事、

右、如國政申者、以現物可收納云々、如茂明申者、仁治元年被定納法、被下知之上者、今更不及子細云々者、如仁治元年九月廿七日預所尙成和与狀者、「越後國奥山庄預所尙成條々定置和与事、一、御米京定佰斛但代之時者、拾兩別錄八百文定、一、御服綿千兩但代之時者、拾兩別錄八百文定、右、預所与地頭成和与儀天、令言上事由於領家之處、被聞食之由、被仰下畢、隨自先例、爲請所、至于子々孫々、永不可有預所入部云々、他事」如同十月十日下知狀者、「越後國奥山庄預所右近監尙成与地頭高井兵衛三郎時茂相論條々、尙成与時茂令和与畢、如尙成去九月廿七日和与狀者、京定御米百石色代時者石別錄六百文、御服綿千兩色代時者拾兩別錄八百文、拾先例依爲請所、不可有預所入部、至子々孫々、不可有相違云々同前」者、如仁治下知狀者、現色可任領家意之條顯然也、而自仁治以來六十余年濟例、今更難被改替之由、茂明雖申之、所務者不可依年記之由、被定下之上、於向後者、現色兩様可任領家意也矣、以前條々、依鎌倉殿仰、下知如件、

嘉元二年十二月廿六日

相模守平朝臣(花押)
(北條時村)
 左京權大夫平朝臣(花押)

【史料26】においてもわかるように、訴人雜掌國政の主張を支えるところの証拠文書は当該裁許状の中では全く引用されておらず、一方の論人地頭茂明の提出したものと考えられる【史料24】、【史料25】および【史料25-A】の内容については詳細に引用されていることが見て取れるのである。

そこで、【史料26】に見える関連文書の引用状況について見るならば、どのような理解が得られることになるのであろうか。

第一に、訴人側には和与関係文書が残されていないという状況、すなわち、【史料24】などに関わる論人和与状がそもそも与えられていなかったこと、およびこれを認可する裁許状が発給されていなかったことを想定することにより、訴状具書として裁判所に対して提出すべき文書が、訴人側にはそもそも存在していなかったという状況も考えられよう。一つの可能性としてこのようなことも考えられるが、筆者には直ちに肯定あるいは否定するに足る十分な根拠の用意がない。しかしながら、和与状の交換という裁判手続の原則からすれば、その可能性を低くみておいた方がよいように思われるのである。¹⁸⁾

第二には、論人作成の和与状および和与認可裁許状を訴人側は保管しているにもかかわらず、敢えて提出しなかつたという状況を想定することも可能であろう。すなわち、論人側にもたらされた和与状の内容からすれば、訴人側によって譲歩されている内容が網羅的に記されていることがわかるが、このことからすれば、訴人側にもたらされた論人作成の和与状の内容には、おそらくは、論人側が訴人側によって譲歩を受けた内容、すなわち、論人側の獲得した権限の内容が主に記されていたものと考えられよう。だとすれば、訴人側に残されている論人作成の和与状および、論人和与状の内容が中心に引用されたものと推測される和与認可裁許状は、訴人側にとってみれば一方的に不利益を被るところの和与の内容が記載される文書ということになり、訴人側が当該訴訟を有利に進めることを意図して提出する具書としては、甚だ不適当な文書であつたということになるであろう。

いま敢えて第二の考え方を採るならば、次のように考えることになるであろう。当該和与の具体的内容を明らかにするとともに、その実質的な趣旨である地頭請所の正当性を強力に主張しようとする論人地頭側にとってみれば、訴人側に渡つていくところの、論人の作成した和与状およびこれを認可した裁許状を、訴人雑掌自らが裁判所に持

ち出して来ないかぎり、論人自らが作成した和与状の内容を積極的に示し得る機会を持っていないことになる。もちろん、論人は自らの作成した和与状の案文を保管していたことが考えられるので、具書として当該案文があるいは提出された可能性のあることは直ちに否定できない。しかしながら、案文が有力な具書として提出され得るのは、案文に対応する正文が手許に保管されている場合に限られていたのではないかと思われる。このように考えるならば、論人側に求められる現実的な対応策としては、自らの保管する訴人作成の和与状および和与認可裁判状を具書として持ち出す以外に方法はなかったのではないかと考えられる。⁽¹⁹⁾

このような状況を考えるならば、もしかりに、論人側において、現に保管している訴人作成の和与状正文のほか、訴人側に渡っているところの論人、和与状の内容が詳細に引用されている和与認可裁判状正文ともに保管されていたならば、論人が訴人に対してかかる反論を試みる際には、訴人作成の和与状および論人、和与状を引用する和与認可裁判状の両通を提出しさえすれば、当該和与の内容は容易かつ強力に主張することができたのであろうし、さらには、反論を行う立場の当事者として、当該和与の全体的な内容をより一層明らかにすることが可能になったのではないかと考えられるのである。

以上のように想定することはかりに可能であるにせよ、鎌倉後期にいたって見られるところの、和与認可裁判状における和与状の引用の形態に関する変化は、幕府の司法政策の中で、おおよそ和与状の引用については詳細なものにするべく、和与認可手続の改変が行われたのちに、これが制度化されていったことによるものなのかどうか、あるいは、訴訟件数の増加に伴い、裁判手続の簡素化あるいは迅速化を図ろうとする裁判所が、和与成立以降の紛争の蒸し返しを懸念する訴訟当事者側の様々な要求を積極的に受け入れていくなかで、和与認可裁判状における和

与状の引用形態に関する工夫を施したり、あるいはまた、和与状の裏書を重視していくなどの方針を採っていったことによるものなのかどうか、などについては、いまのところ筆者には答え得る用意がない。しかしながら、後期における和与認可裁許状には、和与状の内容が詳細に引用される傾向にある、というこれまでの理解に対して、以上の検討が些かなりとも再検討の契機を導くものであるならば幸いと考えている。

【註】

(1) このような関心を基にした検討は、これまでのところ、必ずしもなされて来なかったといえよう。和与に関する重要な先行研究ともいえる石井良助「前掲書」、佐藤進一「前掲書」あるいは平山行三「前掲書」などにおいても詳細な検討は行われていないのである。

(2) この理由として、第一に、和与状および和与認可裁許状などの、検討の対象とされる史料は、その残存状況からすれば、鎌倉後期のものに限られていること、第二に、和与認可裁許状において和与状の内容が詳細に引用されるとともに、これに対応する和与状の内容および所在を確認することができるものは、鎌倉後期以降の場合であることが多いこと、などを挙げることができる。ただし、以下で試みる検討作業は、検証可能なすべてのケースについて網羅的に行うものではなく、和与認可裁許状において和与状の内容が引用されることに關する裁判手続上の意義を問うための、あくまで一つの試みに過ぎないものであって、個別の検討結果はあくまで推測の領域に止まる性格のものである。例えば、次掲【史料20】のようなケース、あるいは【史料22】のようなケースが、検証可能な史料群の中でどの程度の割合を以て存在するののかという問題、あるいはまた、鎌倉時代においてそのような引用のパターンに時代的偏差が見られるのか否かと

いう問題、などについては、さらに詰めて考えていく必要があることのように思われるが、これについては別稿において可能な限り検討してみたいと考えている。他方で、以下に検討を試みた中で明らかになるところの、和与状およびこれに対応する和与認可裁許状の文書保管上の問題を総合的に克服するための試みは、鎌倉後期において、例えば本所領家対地頭御家人間の訴訟において、訴訟両当事者が連署するという形式の和与状(連署和与状)が作成されるようになることなどに見出すことも可能であるように思われる。この点については、前節における註(5)所引「西村論文」において既に触れているところである。

なお、鎌倉時代の前期および中期から後期にかけて見られるところの、文書様式の変化の実態については、すなわち、幕府発給の主要な文書である下文が下知状へと大きく変化していくことなどの点に注目されることにより、既に明らかにされていることを付記しておく(近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回」〔日本古文书学会編「日本古文书学論集」5・中世Ⅰ、吉川弘文館、一九八六年、初出は一九八一年)。

(3) 【史料20】「深堀家文書」文保二年五月廿九日付戸町西俊俊能・同俊光連署和与状「鎌遺三十四—二六六八九」。

(4) 【史料21】「同文書」文保二年六月六日付鎮西裁許状「鎮裁—一〇八」。

(5) 訴人作成による和与状の案文と論人作成による和与状の正文とを比べてみた場合には、一つには、「事書」の形式が両者では異なっていること、二つには、前者では「和儀之上者」と見えるのに対して、後者では、「和談之間」と記されていること、などが相違する点として確認されることになる。さらには、和与認可裁許状に引用されている訴人(和与状)を見るならば、当該案文の中では「和儀之上者」とされていた文言が、正文の作成されるに際して「和談之間」という文言に書き改められていることが確認されるのである。

(6) 佐藤進一「前掲書」(六四～六六頁)、および西村安博「鎌倉幕府の和与認可裁許状における和与状の引用に関する覚え書き」(一)などを参照。

(7) 文書に裏封が施されることの意義については、これまでに多くの関心が寄せられて来ているが、和与認可裁許状および和与状に関するこのような推測を試みるならば、和与状に裏封が施されたことの意味については、裁判手続の上でより具体的に考えていくための可能性が残されているように思われるのである。

本稿は、前註(2)で述べたように、和与認可裁許状における和与状の引用形態について少しく検討を試みたものといえよう。具体的には、和与状の引用形態と当該文書の所持者との関係について注目することとなったが、それは、一方当事者のもとに最終的に残されることになった和与認可裁許状および相手方作成の和与状によって、当該和与の内容がどの程度把握され得るのか、というすぐれて素朴な関心に拠るものである。もとより、行論においては、当該和与について紛争の蒸し返しが生じたときに、当該当事者は自らの所持する右記関係文書によって、当該和与の全体的かつ具体的内容についての程度、直截かつ精確に証明することが可能であるのかという、文字通り仮の問いを前提にすることにより検討を試みたが、本文において行われた検討作業の実際は、厳密に云えばこのような問いに対するアプローチそのものというよりも、むしろ、あくまで右記の素朴な関心の域を出ないものというべきであろう。したがって、和与認可裁許状における和与状の引用形態に関して想定される主なパターンを分類・整理するための一つの試みとして、その作業目的を位置付け直した方が、本稿の実質からして適当であるように思われる。

一方で、行論から指摘され得る重要な問題点は、(甲)に下付された和与認可裁許状(ZへX)の中には、Xの内容が詳細に引用されているのに対して、Yの内容については、「子細同前」と記されるに止まっている、ということに関

する筆者の理解にあることは明らかであろう。この場合には、Yの内容が殊更に詳しく記載されなくとも、単に「子細同前」と記されることにより、Y₁Xという直ちに理解されることになるわけであるから、Yの内容についてその引用が省略されていることを以て、Yの内容が必ずしも「公的」には明らかにされていないという筆者の理解は、正確なものであり、誤りを導くものという批判を生むことになるであろう。筆者はこの批判の趣旨を正当なものとするを得ないが、本稿が強調しようとしたのは、この批判を前提にして、おおよそ次のようなことにある。すなわち、和与状両通の趣旨はほぼ同一のものであれ、甲あるいは乙のそれぞれが単独で作成したXあるいはYの間には、訴訟人の連署形式によって作成されるところの、いわゆる連署和与状と比べた場合、文言上あるいは形式上において相違の生じる可能性が十分にあり得たこと、したがって、例えば、Z(X)においては、当該和与の趣旨が引用されるXによって示されることにより、「公的」に明らかにされたことになるといえることには相違ないけれども、和与に関する正確かつ具体的な内容については、やはり、XあるいはYそのものの内容が詳細なあたりで明らかにされない限り、その内容が全面的かつ公的に明らかにされたことにはならないのではないかと、いうことである。このような意味からすれば、和与認可許状に加えて、相手方の和与状正文が同時に揃うということが、当該和与の全貌を明らかにする上で重要なこととして理解されていたのではあるまいか。

以上の理解については、筆者が非現実的な仮定をもとにしたところの、机上の空論となっているのかもしれない。筆者の聊か無慮とも批判され得る勇み足を反省するとともに、ここに提示した見解は一つの仮説として、今後より正確な理解が得られるように、さらに検討を進めていきたいと思う。読者諸賢のご宥恕を賜りたいと思う。

(8)

【史料22】「山田家文書」正中二年六月一日付谷山覚信和与状「鎌遺三十七—二九—二三」、「鹿児島県史料」旧記雑

録拾遺家わけ五、一九九五年、所収の「鹿児島大学附属図書館所蔵山田氏文書之写(二) 四一号文書、なお、当該文書は「同」旧記雑録前編一、所収の一四四三号文書でもある。当該文書は論人作成による和与状として理解されるが、この和与状には裏書として日付および担当奉行二人名による加署判が施されている。また「山田家文書」については、「同」旧記雑録家わけ五、所収の「解題」(五味克夫氏執筆)を参照のこと。他方で、「山田家譜」正中式年六月一日付山谷寛信契約状案「鎌遺三十七―二十九―二四」も論人が和与状を作成するときに同時に作成した文書の案文として残存している。なお、「山田家文書」における当該訴訟関係史料群については、廣田浩治「文書の所持と機能からみた中世武士団」(前掲河音編「中世文書論の視座」二七四―二七五頁)において、「表二 島津庶家山田氏の所持する権利文書」に纏められている。

(9) 【史料23】「山田家文書」正中二年十月十日付鎮西裁許状「鎮裁―一六六」、【同】旧記雑録拾遺家わけ五、所収の「山田氏文書之写(二) 一四三号文書、なお、当該文書は【同】旧記雑録前編一、所収の一四五三号文書でもある。この文書には、継目裏判が施されているとの指示がある(この点については、「鎌倉遺文」および「鎌倉幕府裁許状」には記載されていない)。

【史料22】と【史料23】との間のこのような関係は、例えば、「早稲田大学所蔵文書」永仁三年三月廿五日付信濃国太田荘雑掌和与状「鎌遺二千四―一八七八五」と「極楽寺文書」永仁三年五月二日付関東裁許状「関裁―二〇〇」との関係にも見出すことが出来るように思われる。また、太田荘をめぐる訴訟については、「金澤文庫文書」年月日不詳信濃国大田荘大倉石村具書目録「鎌遺二十六―二〇〇九三」が残されている。

(10) 訴人道慶の和与状正文は残存せず案文のみが現存する(「山田家文書」正中二年六月一日付山田道慶和与状案「鎌遺

三十七—二九二—三」¹¹⁾、なお、当該文書は「同」旧記雑録家わけ五、所収「同文書」の四〇号文書でもある。この和与の場合、和与状の事書部分に着目するならば、そこに記載される訴訟人の順序が和与状両通では異なっていたのではないかとの推測を可能にさせるのと同時に、一つ書の部分について着目してみても、その内容と順序が両者で異なっていることが理解される。したがって、このケースでは、同一内容かつ同一文言の和与状両通が必ずしも作成・交換されていなかったのかもしれない。

- (11) 裁判所に提出される具書文書の多くは案文であったものと想定されるが、この案文は、裁判手続の上での程度の証拠能力を有していたのか、すなわち、有力な証拠文書としてどの程度有効な取り扱いを受けていたのかについては、必ずしも明確になし得ないところである。この点については、「東寺百合文書」乾元二年四月 日付若狭太良莊雜掌申状案「鎌遺二十八—二四六九」を見れば、「同文書」永仁貳年四月 日付若狭太良莊雜掌地頭和与状の案文およびこれを認可した「同文書」永仁三年五月七日付関東裁許状案「閏裁—二〇二二」(案文)が他二通とともに申状具書として提出されていることがわかる。このとき、当該和与状案文は単独で提出されているわけではなく、これに対応する和与認可裁許状とともに提出されていることからすれば、和与状は案文であっても、これを認可する裁許状が伴っていれば証拠文書としては有効であったものと考えられる。したがって、この場合、訴人側が自己の作成した和与状の案文を、これを認可する趣旨の和与認可裁許状(案文)とともに和与の証拠文書として提出することは許されていたのではないかと考えられる。

- (12) 前註(11)で述べたように、裁判所に具書が提出されるようなときには、案文の提出されるのが一般的であり、この場合でいえば、例えば、和与状案文および和与認可裁許状案文の提出されることが考えられよう。

- (13) 繰り返しになるが、自己作成の和与状案文を具書の中にさらに加えることにより、証拠文書として提出することが許されていた可能性も否定できないものと考えられる。
- (14) 【史料24】「山形大学附属図書館所蔵中條家文書」仁治元年九月廿七日付越後奥山莊預所右近将監尚成和与状「鎌遺八―五六二四」(『新潟県史』資料編4・中世二、所収の一七四八号文書)。
- (15) 【史料25】「同文書」仁治元年十月十日付関東裁許状「閏裁―六四」(『新潟県史』同編、所収の一七四九号文書)。
- (16) 【史料25】について裁判所は、「就尚成和与状、如時茂法師所給仁治元年御下文者」(【史料25―A】「同文書」寛元二年七月廿一日付関東裁許状「閏裁―七六」、(『新潟県史』同編、所収の一七五二号文書)、なお、当該文書の裏書については、筆者は原本の調査および確認を行った上で、「新潟県史」所収文書の指示に従っている)と表現している。
- (17) 【史料26】「同文書」嘉元二年十二月廿六日付関東裁許状「閏裁―二四四」(『新潟県史』同編、所収の一九一二号文書、当該文書には、紙継目裏花押が施されているが、「閏裁―二四四」では示されていない)。
- (18) しかしながら、同時に、当該期には以上のような前提が存在しなかったとする考え方も想定しておかなければならぬであろう。この考え方の場合には、勝訴判決を得た側に対してのみ、裁許状が発給されるという状況と同様な事態を想定することになる。すなわち、和与によって、半ば有利な立場に立った側の当事者に対して、結果的に譲歩することになった側の当事者が、譲歩する内容を記載した和与状を作成し、これを相手方に渡すこと、そして、当該和与状の内容を認可した裁許状が譲歩された側(和与状を受け取る側)に対して発給されること、などを想定することになる。筆者はこのような想定をも視野にいれながらも、当該ケースでは、訴訟両当事者に対して和与認可裁許状が発給されていたことを一応想定することにした。

(19) 論人によって裁判所に提出された陳状具書ともいえるこれらの三通は、案文ではなくて、あるいは正文そのものであった可能性も考えられるのではないかと思われる。

(三) 下付手続

鎌倉幕府の裁判においては、訴訟当事者によって和与状の提出を受けた裁判所が和与を認可する場合、当該和与状をもとに和与認可裁許状を作成し、これを和与状とともに訴訟両当事者に対して下付していたということは周知の事実であるが、このことについて平山氏は次のように論じておられる。すなわち、平山『前掲書』第三章 和与の手続及び効果」の「第二節 和与の手続」に収まる「第六項 和与認可の下知状」では、

下知状の下付によって、和与には訴訟法上の効力が生じた。下知状が下付されると、これをもって、和与は正式に成立する。そうして、一度裁判所に提出された和与状は、発行者の相手方に（訴人の発行した和与状は論人に、論人の発行した和与状は訴人に）渡された。⁽⁵⁴⁾かくして、訴人と論人は、和与の成立した訴訟事件に関する書類として、夫々、(一)下知状と、(二)相手方の発行した和与状の二通の文書の正本を持つに至ったのである。(一一六頁。あるいはまた、「第三節 和与の効力」においては、「和与の効力が發揮されるのは、和与を行った訴訟物につき再び相論が生じたとき、和与を行った者或はその相続人が、和与成立に関する書類を、具書として訴状或は陳状と共に裁判所に提出し自己の主張の根拠とする事によるものであった。和与に関する証拠書類として重要なものは、(一)和与認可の下知状と、(二)敵方から請け取った和与状であって、裁判所に具書として提出される

のはこの二種類の文書であった。」(一二三頁)と述べられている。

あるいは、「第七項 手続の概観」では、

史料的には、一箇の事件について、①訴人と論人が交換した二通の和与状と、②和与認可の下知状と、都合三通(②については二通存在し得ることになるので、都合四通という理解が正確であろう、西村註)の文書が揃う時にはじめて、和与の手続の全貌が明らかにされる訳であるが、和与状の正本は、和与状の発行者の相手によつて保存されたから、自分の発行した和与状は自分の手許にはのこらない。随つて和与を行つた訴訟当事者が、自分の発行した和与状の写しをとつておいて、あわせて3通の文書を保存しそれが今日に伝えられている場合のほかは、一家の文書中から3通が揃つて見出されることがないという事情で、3通の揃つたものは史料的に極めて稀であるが、(一二七頁)

しかしながら、和与認可裁許状の正文が残されている場合をみるならば、一方当事者にもたらされたところの一通しか現存していないというのが一般的な状況であり、したがつて、他方当事者の側に対しても同様に当該和与認可裁許状がもたらされていたということを、直截に明らかにすることはできない、というのが現状である。

そこで、本稿では、このように聊か曖昧な理解のままに止まっている感のある和与認可裁許状の発給手続をめぐる状況について、あらためて確認してみたいと思う。

第一に、和与認可裁許状が訴訟両当事者のそれぞれに対して発給されていたという事実を確認してみよう。

【史料27】⁽²⁷⁾

(前略) 義海良縁本名与兼□相論之間、雖遂問注、就中分和与状、建長元年十二月□成御下知於両方畢、(後略)

とあり、和与中分に関するケースではあるが、当該和与を認可する趣旨の裁許状が、訴訟両当事者に対して下付されたことが理解できる。このことから、和与認可裁許状は都合二通発給されていたことが確認できることになるが、一方で、訴訟両当事者から裁判所に対して提出された和与状両通は、和与認可裁許状の発給手続に際して、どのような取り扱いを受けていたのであろうか。

これについてはまず、守護裁判所に係属していたものと考えられる訴訟の中で和与が成立したのち、守護が当該和与状両通を関東へ注進したものと考えられるところの、次のケースについて考えてみたいと思う。

【史料28】⁽²⁸⁾

和与

周防國仁保庄・(吉敷郡)多、良庄地頭平子彦六郎重有与舎兄如円相論、同庄多、良法興寺并仁保分極樂院免田等事、(佐渡郡)

右、就亡父唯如遺領事、雖相論、被止沙汰之上者、向後不可有不和之儀之間、相互所和与也、然者、於草蘭壹丁、又同五段田

五段、具敷牟禮領千束壹丁、國衙十五町、所司供僧等分者、永代去渡如円者也、但多、良内免田少、雖在之、依立替蘭壹丁、自大道

北者、地頭重有一向令進退者也、此内法興寺堂敷壹町、四至東自堂雨垂限四段 南自堂雨垂限六段 北自堂雨垂限四段 西自堂雨垂限六段同去渡如円者也、又仁保庄極樂院免田

壹丁五段内七段半者、下領同屋敷貳段者、如円本自知行無相違者也、此上、庄内土居壹丁五段單田定、此内五段者屋敷、号蓮屋内、殘壹丁、重有花押、口所在之依爲和

与之儀、同去渡之上者、於彼兩寺修理者、可被致其沙汰者也、爰不可有不和之儀之旨、乍載狀、若向後背自筆契狀、相互令變改、致違乱訴訟者經上訴、可被申行其身重科者也、然者、向後成水魚之思、就大小事、雖爲一事、無隔心之儀、知行不可有松違者也、次異賊警固并御公事等者、隨分限、可被勤仕之、於兩寺免田者、不可有御公事、仍給御下知、爲令知行、和与狀如件、

乾元貳年四月廿六日

平重有 (花押)

(裏書)
〔爲向後證據、所加署判也、

德治二年四月七日

平 (花押)

左衛門尉 (花押)

この史料を見れば、裏書として德治二年四月七日の日付および引付奉行人兩名による署名が記載される和与狀であることが理解されるが、当該和与は関東によつて認可されたことが判明することになる。次の史料を見よう。

【史料29】

平子如円与弟彦六郎重有相論、周防國仁保・多、良庄等内田島事、下知狀兩通(古敷郡 佐渡郡)和与狀如此、早可給彼輩也者、依仰執達如件、

德治二年五月九日

(北條宗直)
陸奥守 (花押)

(北條時時)
相模守 (花押)

武藏右近大夫將監殿

すなわち、関東によつて当該和与が認可された後に、和与認可裁許状両通および和与状両通が、周防国守護北条時仲へ宛てられていることがわかる。^④この上で、和与認可裁許状および和与状は、最終的には守護を通じて訴訟当事者に対して個別に下付されたものと考えられる。

このケースでは、【史料28】に対応する和与認可裁許状が現存していないことから、和与の認可手続においては、引付担当奉行人兩名による和与状の裏封のみがなされるに止まり、実際には和与認可裁許状が発給されなかったケースとして理解されることもあり得るように思われる。すなわち、鎌倉後期に想定されたところの簡易和与手続の行われたことを示す具体的な事例として、あるいは誤解されてしまう可能性もあるように思われるが、【史料29】をみれば、この点については直ちに解決へと導かれることになるのである。

このように、和与状両通に対して和与認可裁許状両通の発給されていたことが明らかになったわけであるが、次には、和与状および和与認可裁許状をめぐる下付手続の全体を眺めてみることにしよう。

【史料30】^⑤

(編纂書)
〔關東御下知狀桑原方
和与地頭〕文永九年正月廿日

高野山根本大塔領備後國大田庄桑原方預所行誓・寺家年預淨任等与地頭松熊丸今者代常連相論所務事、

右、擬召決之處、文永七年十二月廿一日兩方出和与狀畢、任彼狀、相互無違乱、可令致沙汰也者、依鎌倉殿仰、下知如件、

文永九年正月廿日

(北條時宗)
相模守平朝臣(花押)
(北條政村)
左京權大夫平朝臣(花押)

【史料 31】⁽⁷⁾

高野山根本大塔領備後國太田庄内桑原雜掌与地頭相論所務事、御下知并和与狀遺之、可被下雜掌方也者、依仰執達如件、^(示有)

文永九年正月廿日

(北條時宗)
相模守判
(北條政村)
左京權大夫判

(北條義宗)
陸奥左近太夫將監殿

【史料 32】⁽⁸⁾

高野山根本大塔領備後國太田庄桑原方預所行譽・寺家年預淨任等与地頭松熊丸^{今者}代常連相論所務事、

右、任去文永九年正月廿日關東御下知狀、可令致其沙汰之狀如件、

文永十一年七月廿五日

(北條義宗)
左近將監平判

この一連の史料から、われわれは次のような裁判手続を理解することになるであろう。

当該訴訟は、文永二年以来六波羅において係属していたものようであるが、のちには関東に注進されるとい

事態の生じたことが推測される。そして、当該和与は、関東において、その対決手続の行われる以前に、訴人雑掌および論人地頭代との間に成立したものである。このときには、地頭代側の作成したものと推測される連署和与状〔高野山文書宝簡集七〕文永七年庚午十二月廿一日付備後国大田莊桑原方所務和与状〔備後国大田莊史料〕一、所収の二三四号文書Ⅱ〔鎌遺十四―一〇七五七二〕および訴人側の作成した連署和与状（史料として現存せず）からなるところの、あわせて二通の和与状が裁判所（関東）に対して提出されたことが考えられるが、認可申請を承けた裁判所は、最終的に和与認可裁許状（史料30）を発給することになったのである。

【史料30】（和与認可裁許状正文）は前出の論人和与状正文（現存史料）とともに、【史料31】（案文が残され、正文は現存せず）を伴うことよって、まず六波羅宛てに下付されたことが考えられる。そして、これを承けた六波羅は、【史料32】（案文が残され、正文は現存せず）に【史料30】（和与認可裁許状正文）、および前出の論人和与状正文を副えることにより、訴人宛てに下付したものと考えられるのである。

【史料31】では、「御下知並和与状遣之、可被下雑掌方也」と記されており、これを額面通り解釈するならば、【史料30】は訴人雑掌宛てに一通しか作成されておらず、雑掌の許には【史料30】および前出論人和与状正文が下付されるのに対して、他方の論人地頭代側には、訴人方作成による和与状正文（現存せず）のみが下付されていたことを想定してしまうことになろう。しかしながら、ここで考えられ得るのは必ずしもそのような状況ではなくて、論人地頭代側に宛てられた当該和与認可裁許状も準備されていたことを想定すべきであり、したがって、【史料30】および【史料31】は別にもう一通が関東によって作成されていたものと理解するのが正確であろう。

他方、別のケースにおいては、和与を認可する趣旨のものとして同じ内容を読みとることになる和与認可裁許状

二通(正文および案文)を一方当事者の保管文書の中に同時に見出すことになるが、この事態についてはどのように理解すれば良いのであろうか。

このケースを示す該当文書は、例えば「東大寺文書」永仁六年六月十二日付関東裁許状(「関裁―二二三」)および「同文書」同年同月同日付関東裁許状案(「関裁―二二四」)である。これら二通の和与認可裁許状は、美濃国西部莊をめぐる東大寺雑掌慶舜と地頭御家人長井氏(出羽法印静瑜)との間で延々と展開された裁判手続過程において、永仁五年に成立した和与の認可申請を承けて発給されたものであることは明らかである。前者は訴訟両当事者を訴人雑掌法眼慶舜および論人地頭長井出羽法印静瑜代迎蓮(伴頼廣)とする裁許状正文であり、後者は訴人雑掌法眼慶舜および論人地頭長井出羽法印静瑜代祐縁を訴訟両当事者とするところの裁許状案文である。

したがって、裁許状両通は、雑掌を共通の訴人とし、論人を異にするものであることがわかる。つまり、訴人雑掌は、地頭代二人を相手取って訴訟を提起していたことになる。このことについては、一方で、西部莊は文永期以降、上村および下村に分割されていたこと、そして、上村地頭代が伴頼廣(迎蓮)であり、下村地頭代が祐縁であったことを前提にするならば、直ちに理解することが可能となろう。だとすれば、下村地頭代祐縁を論人とする和与認可裁許状の正文が、上村地頭代迎蓮を論人とする裁許状正文(現存文書)と同じように伝わっていない事情についてはどのように説明され得るのであろうか。この点については、後考を待ちたい。

それでは、当該和与認可裁許状はいかなる裁判手続を経ることによって、訴訟両当事者の許へ下付されることになったのであろうか。

例えば、当該裁許状正文(論人を迎蓮とするもの)は、どのような手続によって訴人雑掌側にもたらされたのであ

ろうか。当該訴訟は、六波羅から関東へ注進されたものであるので、このことからすれば、当該裁許状はまず、関東から六波羅へ下付されたものと思われる。この時には同時に、六波羅宛の関東御教書があわせて発給されたものとも考えられるが、現存していない。したがって、関東御教書が発給されたのかどうかを正確に知ることができないが、関東から当該裁許状および和与状の下付を承けた六波羅は、雑掌宛のものに見える六波羅施行状を発給していることが確認できるのである。

【史料33】¹²⁾

〔雑掌書〕
〔西部庄六波羅施行〕

東大寺領美濃國西部庄雜掌法眼慶舜与地頭長井出羽法印靜瑜代迎運相論年貢絹綿色代并收納期事

右、任去年六月十二日關東御下知、可致沙汰之狀如件、

永仁七年正月廿一日

右近將監平朝臣(花押)
(北條宗方)
前上野介平朝臣(花押)
(大佛宗重)

この経過を見ると、当該和与認可裁許状が関東から六波羅を経由して訴訟当事者の許へ下付されるまでには長期間を要したことが理解されるが、何故にこれほどまでの日数を要したのかについては、何らかの事情を想定する必要がある。この事情を理解するためには、すなわち次のような背景的状况を考えることになるであろう。

永仁五年十月の和与についてはおおよそこのような流れの中で裁判手続が進行していたが、永仁六年六月に和与

認可裁許状が関東から六波羅に対して下付されたのちの、同年九月および同年十月には、同年に生じた大洪水などの被害を理由とする年貢の減免要求について、これを幕府が寺家に対して行って欲しいとの趣旨を記した申状を、論人地頭代迎蓮が六波羅に提出している。⁽¹³⁾これは恐らく、六波羅が当該裁許状や和与状などの文書を受け取ったのち以降のことと考えられるとともに、当該裁許状が六波羅から訴訟当事者に対して未だ下付されていない時期のことであったことが考えられる。そして、裁判所が地頭代の訴状を受理したことにより、今度は陳状の提出を命じられる恰好になった東大寺側は、六波羅引付庭中宛てに庭中言上を行ったのであるが、⁽¹⁴⁾幕府裁判所はこの事態に対して次のように対応したことが知られている。

すなわち、地頭代側の訴状を受理している一方で、東大寺側の提出してきた申状も同時に受理することは、訴状と訴状とを対決させることに他ならず、このことは武家の法に違背することになる、という理由に基づいて、東大寺側に陳状を提出するよう命じたのである。⁽¹⁵⁾これに対して、東大寺側は陳状および学侶代頼深の庭中申状によりこれに対応したが、結局、三問三答の裁判手続が開始されたようである。⁽¹⁷⁾

永仁六年の時期において両当事者の間で交わされたこのような応酬は、弘安三年の和与や、折しも認可の対象となっていた永仁五年の和与に関わるものであったことを勘案すれば、永仁六年六月の日付をもつ和与認可裁許状が六波羅宛てに発給されたのち、およそ半年以上も経過した翌年正月になつてはじめて、六波羅から訴訟当事者に対して当該裁許状が下付されることになった経緯・背景についても理解することが可能となるであろう。

和与の認可手続によって作成されたところの和与認可裁許状両通、そして和与状両通は、おおよそ以上のような発給手続が踏まれることにより、裁判所から訴訟両当事者の許へもたらされることになったのである。

【註】

(1) 【史料27】「河上神社文書」弘長元年七月廿九日付関東裁許状「閏裁一〇五」。

和与認可裁許状が都合二通発給されることに関連して、次の点が参考にならう。すなわち、「尊経閣古文書纂集宝菩提院文書」建長元年七月廿三日付関東裁許状「閏裁一八五」の正文が、当該訴訟において勝訴した論人(宇都谷郷今偏)のもとには残らず、逆に訴人(久遠寿量院雑掌)側に残されるにいたった理由について、笠松宏至氏は次のように推測しておられる。

一つは、傀儡という当事者の特異性に関係があるということ。つまり、傀儡に文書が伝わらず、領主ともいえるところに文書が何らかのあたりで吸収されてしまったということではないか。二つ目の可能性としては、七箇条すべて傀儡の勝訴は間違いないのですが、この文書の最後のところに、「預所は新儀非法を行ふべからず、傀儡は亦先例の所役を闕忌すべからず、両方この旨を存知すべき……」と書いてあることである。相論が、裁判の判決という形で結着しても、それが相論両者の和与という格好になったときは、両方に文書が下されるわけですが、それと同じように、この裁許状が、もしかしたら傀儡と院家の両方に下されたかもしれない。そのうち院家に出されたものが今に残ったとも考えられる。(中略)常識的には、傀儡のほうに残るべき文書だったわけで、そうすれば、当然、いま伝わるはずがないのですが、それが何か特殊な原因で負けたほうの院家の文書として伝わり、更に複雑な伝来過程を通じていまに伝わってきたわけです。(網野善彦・笠松宏至『中世の裁判を読み解く』(学生社、二〇〇〇年)一五〇～一五二頁。傍線は西村に拠る)

(2) 【史料28】「三浦家文書」乾元二年四月廿六日付平子重有和与状「鎌遺二十八―二四五八」。なお「同文書」同和与状案「鎌遺二十八―二四五九」を見れば、当該文書の本文および裏書、そして【史料28】の本文はすべて、同一人に

よる筆跡であるものと確認できる(東京大学史料編纂所架蔵『三浦家文書』影写本に拠る)。他方で、当該和与状案文の裏書には、「正文者、被注進関東、(花押)」とあり、【史料28】にいう和与状正文は、関東の裁判所へ注進されたことが記されている。

なお、当該和与状および和与状案について、平山「前掲書」(一一二頁)に拠れば、六波羅で裁判が係属中に和与が成立したのち、当該和与状が関東に注進されたという理解が示されているけれども、関係史料などからすれば、当該ケースは、周防国守護所で裁判が係属していた中で和与が成立し、守護が和与状を関東へ注進したのではないかと考えられる。

(3) 【史料29】「同文書」徳治二年五月九日付関東御教書「鎌遺三〇―二二九六四」。

- (i) なお、蛇足ながら、和与認可裁許状の形式について、若干補足しておきたいと思う。「若狭秦氏所蔵文書」永仁四年三月 日付若狭田烏浦刀禰百姓和与状写「鎌遺二十五―一九〇三五」は、汲部浦との間に成立した和与の内容を示すものであるが、次のような点が注目される。すなわち、一つには、当該和与状写は、多烏浦方に残されたものであり、当該和与状の「正文」は汲部浦方へ渡されたものと考えられること、二つには、当該和与は、得宗披官工藤景禪(西津莊給主)によって認可されていることがわかるが、これにより、得宗家公文所において和与の成立したことが想定されること、三つには、和与の認可の事実を明らかにするために、工藤氏が当該和与状に外題を与えていること、などである。以上については、山本隆志「莊園制の展開と地域社会」(刀水書房、一九九四年、三二〇―三二二頁)などを参照。
- (ii) 南北朝時代における和与認可裁許状の形式は、例えば次に掲げる史料において理解されることになる。

【史料P】「反町英作氏所藏文書色部氏文書」建武二年閏十月四日付雑訴決断所牒（前掲「新潟県史」所収の一〇四六

号文書に拠る）

（張紙）
「十三、雑訴決断所牒」

雑訴決断所牒

色部藏人長高代阿英（神林村）秩父孫太郎貞長（知）一代長秀相論、越後国小泉庄牛屋采富次葉（神林村）師丸内田畠在家事

副下貞長代和与狀、

牒、件田在家者、於關東令和与、帶下知（知）□行之処、貞長去々年致劫田狼籍之由長高訴申之、仍有其沙汰之処、

以和与之儀止訴訟、向後致違乱者、長高可申給貞長知行分之由、阿英、長秀今月三日出狀訖、此上不及異義、

各可守彼和与狀者、以牒、

建武二年閏十月四日

民部卿藤原（吉田貞房）（目書）「朝臣」

右京大夫藤原朝臣（三条義任）（花押）

正三位藤原朝臣（日野黃明）

大藏少善（丞）三善（花押）

左衛門大尉中原朝臣（大宮兼方）（花押）

大外記中原朝臣（花押）

左少弁藤原朝臣

当該文書は、長高へ宛てられたものと考えられる。

(iii) 鎌倉幕府の裁判において見られる和与狀と和与認可裁許状との関係について考えていくための素材として、筆者は以前に、「青方文書」を採り上げる中で、松浦党一揆が残したところの、一揆構成員間の紛争解決を目的とする裁決

状あるいは押書状あしじょうに注目したことがあった(西村安博「鎌倉幕府の裁判における和与について―「和与」の理解をめぐって―」(二)・完)『法政理論』第三三巻第四号、二〇〇一年三月、二〇一―二〇二頁)。そこにおいて筆者は、押書状に連署している一揆構成員の中に、当該紛争当事者も同時に連署しているという誤解のもとに、鎌倉幕府の和与認可裁許状との関連を論じようとしているが、このような筆者の誤解を深くお詫びして訂正させて頂きたい。われわれは、「一揆」によって和与を基調とする紛争解決が行われたことを知るが、当該紛争に関する解決方法は押書状というかたちで明らかにされることにより、これが当該一揆構成員(押書状に連署したメンバー)によって保証されることになるが、当該押書状に連署する一揆構成員の中に、当該紛争当事者は含まれていなかったようである。このような理解が正確なものとして訂正させて頂きたい。

(iv) 和与状と和与認可裁許状とが対応し合うことによって和解文書としての形式が整うことになっていたという理解を仮に起点にするならば、中世後期から近世初期にかけて見られる和解文書の様式的あるいは形態的变化はどのように捉えられることになるのだろうか。紛争解決スタイルの変化と呼応するかたちで、判決文書あるいは和解文書の形式も変化していくように思われるが、この点については、ささやかな展望を示す機会に恵まれたものの(新津市市民大学講座・新潟大学法学部公開講座「国際化と社会・文化」における講師を担当した際に、「日本法文化の史的源流を考える―伝統的紛争解決スタイルに見出すもの―」と題した講義を行った。二〇〇一年六月二十六日、於 新津市地域学園、十分な見通しを示すことが出来ていない。今後検討していくべき重要な課題だと認識しているところである。なお、このような関心からすれば、小柳春一郎「日本中世における在地の紛争解決」(『國家學會雜誌』九二巻一・二号、一九七九年)および、これを批判的に捉える宮島敬一「近世農民支配の成立について―中世在地法の「否定」と「内済」―」(『地方史研究協議会編「地

方史研究」第三一巻第三号〔通巻一七一号〕、一九八一年〕が有益な示唆を与えるものとなる。

(4) 佐藤進一「増補 鎌倉幕府守護制度の研究―諸国守護沿革考証編」(東京大学出版会、一九七一年)を参照。

(5) 平山「前掲書」(一二五―二九頁)を参照。

(6) 【史料30】「高野山文書宝簡集七」文永九年正月廿日付関東裁許状〔関裁―二二五〕Ⅱ【備後國大田荘史料】一、所収の二二五号文書。

(7) 【史料31】「紀伊興山寺文書」文永九年正月廿日付関東御教書案〔備後國大田荘史料〕一、所収の二二六号文書Ⅱ【鎌遺十四―一〇九五五】。

(8) 【史料32】「同文書」文永十一年七月廿五日付六波羅施行状案〔備後國大田荘史料〕一、所収の二二七号文書Ⅱ【鎌遺十五―一六九七】。

(9) 【東大寺文書目録】に拠れば、永仁六年六月十二日付関東裁許状は正文〔関裁―二二三〕Ⅱ【岐阜―二五九】とともに、案文を含めて計四通が現存している。なお、西村安博「鎌倉幕府の裁判における和与関係文書に関する若干の検討―和与をめぐる裁判手続の理解のために―」(一)における【表一】を参照。

(10) 【東大寺文書】永仁五年十月 日付美濃国茜部荘地頭代迎蓮・雑掌慶舜和与状〔鎌遺二十六―一九四九八〕および【同文書】同年同月 日付美濃国茜部荘雑掌慶舜和与状案〔鎌遺二十六―一九四九九〕。なお、後者については、【東大寺文書目録】に拠れば、【岐阜―二五八】をはじめとする案文が計三通現存することが明らかである。

(11) 【岐阜県史】(通史編・中世、一九六九年、四七〇―四七一頁)、あるいは小泉宜右「地頭請に関する一考察」(日本歴史学会編「日本歴史」二九八号、一九七三年)などに拠る。

- (12) 【史料33】「東大寺文書」永仁七年正月廿一日付六波羅施行状(「鎌遺」二六六—一九九三二) 〓「岐阜」二七〇)。なお、当該施行状については、当該正文をはじめ、案文であるところの「岐阜」二七二・「同」二七三を含めて計四通が見えることになる。また、六波羅施行状の詳細については、近時、熊谷隆之「六波羅施行状について」(鎌倉遺文研究会編「鎌倉遺文」第八号、吉川弘文館、二〇〇一年)を得ているとともに、六波羅探題発給文書に関しては、同「六波羅探題発給文書に関する基礎的考察」(日本史研究会編「日本史研究」四六〇号、二〇〇〇年)などを得ている。
- (13) 「東大寺文書」永仁六年九月 日付地頭代沙彌迎蓮申状案(「鎌遺」二六六—一九八一八) 〓「岐阜」二六六) および「同文書」永仁六年十月 日付地頭代沙彌迎蓮重申状案(「鎌遺」二六六—一九八六七) 〓「岐阜」二六九)、あるいは「同文書」永仁六年九月三十日付六波羅拳状案(「鎌遺」二六六—一九八一七) 〓「岐阜」二六三) などを参照。
- (14) 「東大寺文書」(正安元年)五月廿二日付東大寺在京衆等書状土代(「鎌遺」二六六—二〇二二四) 〓「岐阜」二七四) 〓「岐阜」二七五)。
- (15) 同右。この点については、藤原良章「訴状与訴状者背武家之法候—庭中ノート」(藤原「中世的思惟とその社会」吉川弘文館、一九九七年、初出は一九八八年)、および当該論文に関する有益なコメントを記した植田信廣「書評」(法制史学会編「法制史研究」第三十四号、創文社、一九八九年)などを参照。
- (16) 「東大寺文書」正安元年六月 日付東大寺学侶代頼深庭中言上状土代(「鎌遺」二六六—二〇一五一) 〓「岐阜」二七七) 〓「岐阜」二七八) および「同文書」正安元年十月 日付東大寺雜掌頼深申状案(「鎌遺」二七七—二〇二四九) 〓「岐阜」二七九) などを参照。

(17) 以上については、前掲『岐阜県史』（五〇八～五二五頁）などを参照。

（二〇〇二年四月十一日稿）

西村稿 (「法政理論」第32巻第2号) 訂正

頁 訂正箇所 誤

195 上段 50 「武士勢力の庄園伸張と」

37 「武士勢力の庄園伸張と」

正

西村稿 (「法政理論」第33巻第4号) 訂正

頁 訂正箇所 誤

155 13行目 精確になものに

精確なものに

正

西村稿 (「法政理論」第34巻第4号) 訂正

頁 訂正箇所 誤

64 6行目 符号するものであり、

符合するものであり、

正

67 2行目 「和与子細披露」

「和与子細披露」

67 13行目 正員による挙状であり、

正員による挙状であり、

70 10行目 形式が申状の正員による挙状

形式が正員による挙状

88 5行目 【史料15】に見えるように、裁判所に

【史料15】に見えるのと同様に、訴人(正員)に

く選択された

よる申状(史料14)が作成されたのは、裁判所に

く選択された結果に拠るものであると